

検疫法の手引

平成25年10月28日
全国検疫所長協議会

<目 次>

第1章 総則 (第1条～第3条)

- 第 1条 (目的)
- 第 2条 (検疫感染症)
- 第 2条の2 (疑似症及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)
- 第 3条 (検疫港等)

第2章 検疫 (第4条～第23条の2)

- 第 4条 (入港等の禁止)
- 第 5条 (交通等の制限)
- 第 6条 (検疫前の通報)
- 第 7条 (削除)
- 第 8条 (検疫区域)
- 第 9条 (検疫信号)
- 第10条 (検疫の開始)
- 第11条 (書類の提出及び呈示)
- 第12条 (質問)
- 第13条 (診察及び検査)
- 第13条の2 (陸揚等の指示)
- 第14条 (汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)
- 第15条 (隔離)
- 第16条 (停留)
- 第16条の2 (審査請求の特例)
- 第17条 (検疫済証の交付)
- 第18条 (仮検疫済証の交付)
- 第19条 (仮検疫済証の失効)
- 第20条 (証明書の交付)
- 第21条 (検疫港以外の港における検疫)
- 第22条 (第4条第2号に該当する船舶等に関する特例)
- 第23条 (緊急避難)
- 第23条の2 (協力の要請)

第3章 検疫所長の行うその他の衛生業務 (第24条～第27条の2)

- 第24条 (応急措置)
- 第25条 (ねずみ族の駆除)
- 第26条 (申請による検査等)
- 第26条の2 (検疫感染症以外の感染症に関する診察等)
- 第26条の3 (都道府県知事等との連携)
- 第27条 (検疫所長の行う調査及び衛生措置)
- 第27条の2 (情報の収集及び提供)

第4章 雜則（第28条～第41条）

- 第28条 (検疫官)
- 第29条 (立入権)
- 第30条 (権限の解釈)
- 第31条 (制服の着用及び証票の携帯)
- 第32条 (実費の徴収)
- 第33条 (費用の支弁及び負担)
- 第33条の2 (再審査請求)
- 第34条 (検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用)
- 第34条の2 (新感染症に係る措置)
- 第34条の3 (新感染症に係る隔離)
- 第34条の4 (新感染症に係る停留)
- 第34条の5 (事務の区分)
- 第34条の6 (経過措置)
- 第35条 (罰則)
- 第36条 (〃)
- 第37条 (〃)
- 第38条 (〃)
- 第39条 (〃)
- 第40条 (〃)
- 第41条 (省令委任)

第1章 総則（第1条～第3条）

第1条（目的）

この法律は、国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずることを目的とする。

本条は、検疫法（以下「法」という。）の目的とするところが、①国内に常在しない感染症の侵入防止と、②船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）に対するその他の感染症の予防上必要な措置を行う旨を示したものである。

1 目的

この法は二つの目的を有し、①本条の前段に掲げる国内に常在しない感染症の国内侵入防止に関する検疫であり、②本条の後段に掲げる国内に常在しない感染症以外の感染症に対する各種の措置である。これらに関連する業務が相まって今日の検疫所における業務を形成しており、後者に関連する業務等は、前者の検疫の効果を上げるために必要なものである。

2 入国検疫と出国検疫

検疫感染症にあっては、「国内に常在しない感染症の侵入防止を図ること（入国検疫）」にのみ限定されているが、万一、国内で検疫感染症に該当する感染症が発生したとしても、それに対する「海外への搬出防止（出国検疫）」は対象外である。国内法である本法は、国内に常在しない感染症が国外から国内に侵入することを防止する観点から制定されているが、国内に常在していない感染症が国外からの侵入が無いにもかかわらず国内に常在化することは通常考えられないため、出国検疫は規定されていないところである。しかし、これをもって、「国際保健規則（2005）」（以下「IHR」という。）と相違する又は劣っているということでは必ずしもない。IHR 第 18 条では、「感染地域の人に対する出国時検査及び／又は制限を実施する。」ことができるよう規定されているが、国内で発生したものは全て「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の規定に基づく措置により対応することとしているのである。

なお、IHR 第 30 条（公衆の保健上の監察下にある旅行者）には、「到着時に公衆の保健上の監察下に置かれた感染したおそれのある旅行者は、差し迫った公衆の保健上の危険をもたらさない限り、引き続き国際的な旅行を行うことができる。ただしその場合、参加国は、目的地の入域地点を管轄する権限当局に対し、当該旅行者の到着予定を知る限りにおいて通報する。」と規定されている。

我が国は、歴史的にも海外から病原体の輸入に端を発した感染症の発生及び蔓延が生じてきた経緯がある。したがって、我が国の検疫は感染症の侵入防止に重点を置いてきたのである。

一方、航空機による旅客移動が主流となる時代を迎え、検疫感染症の潜伏期間に入国する者もいることから、病原体の侵入を完全に防ぐのは不可能であるという論もあるが、可能な限りその侵入を遅らせるという観点からの入国検疫の意義は些かも揺るがないものである。

3 その他の感染症の予防に必要な措置

本条後段においては、検疫感染症以外の感染症に関する予防に必要な措置等も規定

されており、予防上必要な調査等も含まれている。

4 検疫と防疫

検疫という用語は、通常、以下の2つの大意で使用されている。

① 外国から来航した船舶等が国内の港等に入港し、それらの船舶等から人の交通、物の陸揚げが行われても、感染症の発生及びまん延の予防上支障がないことを検定すること。

② 国内において、特定の地域からある地域に来航する船舶等及び車両について、それらから人の交通又は物の移動等が行われている場合、感染症の発生及びまん延の予防上、支障のないことを検定すること。

仮に、前者を国際検疫と称するならば、後者を国内検疫とでもいうべきである。法でいう検疫とは前者に属する。対象とする地域の範囲に相違はあるが、感染症の発生及びまん延の予防上必要な措置であるという点では一致している。

一般に使用されている防疫と検疫という用語について、防疫とは元来感染症の発生及びまん延の予防に関する一切の業務を総括して呼称するものである。検疫もこの意味では防疫に含まれるものではあるが、感染症の侵入防止に関する措置を検疫と呼称している。感染症法が感染症に関する一般法であり、検疫法がその特別法である関係からみても、本質的に相違するものではいえない。

5 感染症の発生及びまん延の予防に必要な措置

本条後段に規定される「感染症の予防に必要な措置」には、法第24条に基づく感染症法第6条第3項から第5項まで及び第8項に定める検疫感染症以外の感染症に対する予防に必要な応急措置や法第27条及び「検疫法施行令」(昭和26年政令第377号。以下「政令」という。)第3条に規定する準検疫感染症等の必要な調査等が含まれている。これらの全てが直接検疫の効果と関係があるものではないが、間接的な効果あるいは国内防疫への連携により効果が認められるものとして必要な業務である。

第2条(検疫感染症)

この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 三 前2号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの

本条は、この法で国内に常在しない感染症の中で検疫の対象となるもの(検疫感染症)は、条文に規定されているように3つの概念の感染症から構成されており、

- 一 感染症法に規定する一類感染症である、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱の7種
- 二 感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ又は再興型インフルエンザ)
- 三 政令第1条に規定する、チクングニア熱、デング熱、鳥インフルエンザ(H5N1・

H7N9)、マラリアの、12種を規定している。

＜表1：検疫感染症一覧＞

	名称	停留期間	発生地域
検疫法第二条第一号	エボラ出血熱	504時間（21日間）	アフリカ
	クリミア・コンゴ出血熱	216時間（9日間）	アフリカ、東欧、中近東、中央アジア
	痘そう（天然痘）	408時間（17日間）	—
	南米出血熱	384時間（16日間）	南米
	ベスト	144時間（6日間）	アフリカ、アジア、南米、米国
	マールブルグ病	240時間（10日間）	アフリカ
	ラッサ熱	504時間（21日間）	西アフリカ
同条第二号	新型インフルエンザ等感染症	240時間（10日間）	全世界
同条第三号	チクングニア熱		熱帯、亜熱帯地域 (アフリカ大陸除く)
	デング熱		熱帯、亜熱帯地域
	鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)		アジア、東アフリカ (H7N9は一部のアジアのみ)
	マラリア		熱帯、亜熱帯地域

本条第1号、第2号及び第3号の違いは、後述する検疫に関する措置に関連しており、第1号、第2号は、法第14条に規定する隔離や停留の対象になるが、第3号は、条文どおり、その病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定められている。本条第3号に示される感染症については、検査を実施し病原体（本条第3号に規定する感染症）を検出した場合は、その結果を地方公共団体に連絡し、その後の防疫措置を委ねるものとされており、国内防疫機関との連携確保により、国内のまん延防止につなげている（法第14条の解説8を参照されたい）。なお、地方公共団体への連絡は、本条第3号以外の本条に規定する感染症の他、感染症法第12条に基づく届出が必要な感染症も含まれることはいうまでもない。

なお、「検疫法施行令」（昭和26年政令第377号。以下「政令という。」）第3条に規程する検疫感染症に準ずる感染症等（以下「準検疫感染症という。」）とする。

第2条の2（疑似症及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用）

前条第一号に掲げる感染症の疑似症を呈している者については、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

- 前条第二号に掲げる感染症の疑似症を呈している者であって当該感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。
- 前条第一号に掲げる感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

本条は、本法を適用する患者の範囲を定義している。一類感染症については、疑似症及び無症状病原体保有者を、新型インフルエンザ等感染症については、疑似症を呈している者であって、感染症が発生している国に滞在していた等、感染したおそれがある者をそれぞれ患者とみなして取り扱うこととしている。

本条第1項と第2項の規定ぶりが異なるのは、インフルエンザについては、初期症状からは新型インフルエンザか、季節性インフルエンザのいずれかが判然としないことから、疫学的情報等も勘案しながら法律を適用するかどうかの判断をしていく見地からである。また、法第2条の2第2項でいう「当該感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては」という語句は、感染症法第8条第2項に規定される「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」と同意と解釈すべきで、むやみに「疑似症患者」として法を適用すべきではない。「当該感染症の病原体に感染したおそれのあるもの」については、新型インフルエンザが発生したときに、改めて詳細に定義づけられ、その定義の範囲で法を適用していくこととなると考えられる。

第3項については、一類感染症に罹患した入院患者等をイメージしており、症状が軽快した場合であっても、体内に病原体を保有している間は、本法が適用される。

第3条（検疫港等）

この法律において「検疫港」又は「検疫飛行場」とは、それぞれ政令で定める港又は飛行場をいう。

本条において検疫港又は検疫飛行場というのは、検疫を行う港又は飛行場（空港）として、政令で定めた旨を示したものである。

1 検疫対象の港又は飛行場を定めている理由

外国から我が国に来航しようとする船舶等は、法の規定によって検疫を済ませた後でなければ、港に入り又は検疫飛行場以外の空港に着陸して、陸上との交通、物の陸揚げ等を行うことができない。

これは、国内全ての港、空港において検疫を行うには人的にも物的にも限りがあることから、検疫を行う港、飛行場を限定し、その場所（検疫港等）に検疫にかかる要員・施設・設備を集中させ、検疫に実効性を持たせるためであり、このため検疫を行う港、飛行場を政令で公示することとしている。

第2章 検疫（第4条～第23条の2）

第4条（入港等の禁止）

次に掲げる船舶又は航空機（以下それぞれ「外国から来航した船舶」又は「外国から来航した航空機」という。）の長（長に代わってその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、検疫済証又は仮検疫済証の交付（第17条第2項の通知を含む。第9条を除き、以下同じ。）を受けた後でなければ、当該船舶を国内（本州、北海道、四国及び九州並びに厚生労働省令で定めるこれらに附屬する島の区域内をいう。以下同じ。）の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、若しくは着水させてはならない。ただし、外国から来航した船舶の長が、検疫を受けるため当該船舶を第8条第1項に規定する検疫区域若しくは同条第3項の規定により指示された場所に入れる場合若しくは次条ただし書第1号の確認を受けた者の上陸若しくは同号の確認を受けた物若しくは第13条の2の指示に係る貨物の陸揚のため当該船舶を港（第8条第1項に規定する検疫区域又は同条第3項の規定により指示された場所を除く。）に入れる場合又は外国から来航した航空機の長が、

検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）の許可を受けて当該航空機を着陸させ、若しくは着水させる場合は、この限りでない。

- 一 外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶又は航空機
- 二 航行中に、外国を発航し又は外国に寄航した他の船舶又は航空機（検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶又は航空機を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ船舶又は航空機

本条は、検疫の対象となる船舶等の範囲とこれに該当する船舶等は、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けない限り、特定の場合を除いては、国内の港に船舶を入れ、又は検疫飛行場以外の場所に航空機を着陸（着水）させることができない旨を規定したものである。

1 検疫方針

本条では、外国から来航した船舶等については、我が国に到着した最初の港又は空港で手続を済ませれば、その後は国内の他の港又は空港では、再び同一の手続を求めることが原則としたものである（一港検疫主義）。ただし、検疫感染症には潜伏期間があるため、後述する仮検疫済証の運用によって、その短所を補っている。

2 外国の範囲

検疫の対象となる船舶等については、外国を「発航し」、又は「寄航したもの」と双方が規定されており、発航港以外の場所から来航したものにも適用するよう決められている。ここでいう、発航、寄航とは、何らかの目的で陸地と接触があったものとし、単に外国の領空、領水を通過しただけでは、検疫対象とはならない。

3 船舶及び航空機の定義

船舶という用語は、海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）第 3 条第 1 項において、「水上輸送の用に供する船舟類（水上航空機を含む。）をいう。」と定義されているものの、その他多くの法令では、定義されずに使用されている。検疫法でも、特に定義されずに使用されているが、検疫感染症の国内への侵入防止の観点から、外国から来航した船舶では、それが軍用艦船、その他の公用船舶、商船、漁船、あるいは船艇類であっても、また運転装備の有無、種類にかかわらず、全てのものが対象となると解される。

航空機についても同様である。航空機という用語については、航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条第 1 項に、「航空機とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他航空の用に供することができる機械器具をいう。」と定義されており、その他の法令では定義されないまま使用されているが、検疫法においてもこの概念が当てはまると考えられる。

なお、IHR 第 1 条（定義）では、「「船舶」とは国際通行を行う海上航行又は内水航行の船舶、「航空機」とは国際通行を行う航空機」と規定されている。

4 船舶等の職務代表者

本条では、各種の義務を負う者は当該船舶等の長としている。しかし、その長に事故があっても、手続上、支障を来さないよう、それに代わるべき者も考慮して規定している。すなわち、船舶では船長が選任しないときは、海員がその職掌の順位にしたがって船長の職務を行う。

なお、船長の職務及び権限等については、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 2 章及び商法（明治 32 年法律第 48 号）第 3 編第 2 章にそれぞれ規定されている。

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 73 条では「機長（機長に事故があるときは、機長に代わってその職務を行なうべきものとされている者。以下同じ。）は、当該航空機に乗り組んでその職務を行う者を指揮監督する。」と規定されている。

5 検疫済証、仮検疫済証の効果

検疫済証又は仮検疫済証（以下「検疫済証等」という。）の交付を受けた後でなければ、船舶を国内の港へ入れ、又は航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ又は着水させてはならないとされているが、これは、主として港又は検疫飛行場以外の場所の汚染防止を目的としたものである。また、国内の港だけを限定しているのは、実際上、広範に規制し過ぎた場合、実効を期しがたいことからである。さらに、法第 5 条の規定によって積極的な危険防止が行われる等の点からも、この範囲に止められたものである。

また、航空機の場合は、検疫飛行場以外の国内の場所として船舶の場合に比較して制限が厳重であるが、これは、その危険性が港に比較して高いと考えられるためである。

法第 3 条に規定する「検疫港」又は「検疫飛行場」が総合体的に概念されるものに対し、この場合の国内の港は一定の水域内に限定される。

なお、法第 22 条の規定により、検疫港又は検疫飛行場以外の場所に入港または着陸もしくは着水した場合には、当該地域管轄の保健所長も対応できることになっている。

6 法第 17 条第 2 項の通知

本通知は、当該船舶を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがない旨を確認した後に発するものであり、検疫済証を交付する要件と同一の要件を満たしている場合に、発せられるものである。したがって、その通知の法律上の効果を検疫済証の交付があったものと同様のものとして規定したものである。本法において「検疫済証等の交付」という字句が用いられているのは、法第 5 条、第 9 条、第 21 条第 1 項第 2 号並びに第 23 条第 1 項及び第 7 項であるが、法第 9 条は、船舶を検疫区域等へ入れることを前提としているので、法第 17 条第 2 項の通知とはなじまず、他は法第 17 条第 2 項の通知の効果を検疫済証の交付と同様に解して差し支えないことから、「法第 9 条を除き以下同じ。」と規定されている。

7 ただし書（除外規定）

本文の規定によって、検疫済証等の交付を受けた後でなければ、船舶を国内の港に入れ、航空機を検疫飛行場以外の場所に着陸（水）させてはならないことになっている。

しかし、現状では港の範囲（港域）が著しく拡大されているため、法第 8 条第 1 項の検疫区域が港域内に設けられているものもあり、また、法第 8 条第 3 項の規定によって、適宜の場所を指示する場合に諸般の情勢から港域内を選定しなければならない事態も生じうる。よって本文の規定のみでは、これらの場合に支障を生じるので、この除外規定が設けられている。この場合、港域内に設けられている検疫区域又は検疫所長の指定する場所に船舶が入っても、一般的には港への入港前として取り扱われることになる。関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 20 条では、開港以外の場所の出入り等を禁止しているが、この場合に検疫のみを目的として検疫区域

に出入りする場合、又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでないとされており、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 3 条においても同様の規定が置かれている。ちなみに、この関税法第 20 条に規定されている「遭難その他やむを得ない事故がある場合」について、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部が改正され、第 3 章 20-5 (8) に「入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）又は曳船待ちをする必要がある場合（当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。）」とされており、これらの場合も、開港以外の場所の出入り等の禁止の除外規定の対象に含まれている。

除外規定として検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の個別の確認を受けた人又は物の陸揚げ等を行う場合及び法第 13 条の 2 の指示に係る貨物を陸揚げする場合については、次条（第 5 条）の解説を参照されたい。

次に航空機についてであるが、検疫所長の許可を受けた場合は、検疫飛行場以外の場所に着陸（着水）させることができるようになっている。これは、Technical Landing 等の理由により、目的地以外の空港に一時やむを得ず着陸する例が増加しており、この場合に極力事業者等に支障を与えぬよう、要請に応じるもので、緊急避難とは趣旨が異なる。

8 支所長及び出張所長の権限

厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 16 条第 3 項に基づき、施設等機関として検疫所が、その分掌機関として支所、出張所が設けられており、このため、従来、検疫法上の権限についても検疫所長と支所長及び出張所長とは区別されていた。

しかし、支所、出張所の数が増加し、その所在地も本所から相当離れた場所にあり、また業務の性質上緊急性のあること等の観点から、検疫所長の逐一指示を受けていたのでは、時機を失するおそれもある。そこで検疫法上の権限に関して、支所長、出張所長も検疫所長と同様の権能が行使できるように検疫法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 66 号）により本条が改正されたものである。

9 検疫対象船舶、航空機

本条の「外国を発航し又はそれに寄航し」の意味については、明確に規定されていないが、一般的には、次のように解釈されている。

発航：その航行の起点、すなわち仕出地を発したこと。

寄航：仕出港から航行の終止点、すなわち仕向地に至る間に寄ったこと。

したがって、外国と直接的な接触関係のあったものは、全て検疫の対象となる。このため、我が国から出た船舶が公海を通って、全く外国に寄らずに帰港した場合は、これは検疫対象とはならないが、航行中に外国から来た船舶等と直接接触のあった船舶等については、全て検疫の対象となる。

「航行中」の意味であるが、海上衝突予防法第 3 条 9 項において、「航行中」とは、「船舶がびょう泊（係船浮標又はびょう泊をしている船舶にする係留を含む。以下同じ。）をし、陸岸に係留をし、又は乗り揚げていない状態をいう。」と規定されている。

1.0 本条の具体的適用事例（無線検疫制度）

本条の具体的な適用事例として「無線検疫制度の運用について」（昭和 45 年 12 月 11 日付け衛発第 871 号公衆衛生局長通知）がある。この通知は、無線検疫に関する船舶の長、代理店、検疫所の手続を定めるとともに、対象港と取扱い検疫所を規定している。この対象港には検疫港に指定されていない港も含まれている。法 21 条の規定に鑑みれば検疫港以外の国内の港に入港可能であるものの、衛生管理面等を勘案して特定の港に限って対象としたものである。

1.1 外国軍用艦船等に関する検疫法特例について

外国の軍用艦船又は軍用航空機については、「外国軍用艦船等に関する検疫法特例」（昭和 27 年法律第 201 号。以下「外国軍用艦船等に関する検疫法特例」という。）第 8 条に基づき、検疫法の一部を適用又は準用しないこととなっており、法第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条第 2 項、第 19 条第 3 項、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 34 条の 2 第 3 項（法第 19 条第 3 項に規定する事務の実施に係る部分に限る。）、第 36 条第 1 号、第 37 条第 2 号及び第 38 条第 1 号については、適用されない。

また、検疫法第 34 条の規定に基づく政令でこれらの規定が検疫感染症以外の感染症について準用される場合においても、これを準用しないことになっているのである。

1.2 日米地位協定について

日本国とアメリカ合衆国間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年 6 月 23 日号外条約第 7 号）について、平成 8 年 12 月 2 日に日米合同委員会で合意した事項が公表され、その中に検疫に関する箇所がある。検疫に関する箇所の概要是、米軍施設・区域から入国する米軍等の船舶・航空機と米軍施設・区域外から入国する米軍等の船舶・航空機についてのそれぞれの場合の取扱いについてであり、この合意事項により、米軍基地へ入港する米軍機などは、本条に示す入港に関する規定のほか、通常の検疫とは異なる取扱いがされることとされている。詳細については、平成 8 年 12 月 18 日付け検疫所業務管理室検疫業務係長名事務連絡「人、動物及び植物の検疫に関する日米合同委員会合意について」を参照されたい。

第 5 条（交通等の制限）

外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機又は検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。
- 二 第 13 条の 2 の指示に従って、当該貨物を陸揚げし、又は運び出すとき。
- 三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。

本条は、検疫の対象となる船舶等に乗っている人又はそれに積んである物は、その

長が検疫済証等を受けた後でなければ、当該船舶等から上陸したり又は物を陸揚げしたりしてはならない旨を規定したものである。

1 上陸することと離れること

本条では、船舶等の長が検疫済証等の交付を受けた後でなければ、何人も当該船舶から上陸し、若しくは当該航空機又は検疫飛行場ごとに検疫所長が定める場所から離れてはならないと規定している。したがって、「上陸」すること又は「離れ」ることの概念、あるいは「上陸」すること又は「離れ」ることのみを禁止した理由、さらには船舶に対しては「上陸」、航空機に対しては「離れ」と表現を変えている点等理解を深める必要がある。

「上陸」又は「離れ」と区分して使用しているのは船舶と航空機の態様の相違からきているもので、ともに狙いは同じである。「上陸」とは、通例継続的に船舶に乗ってきた者が船から離れて陸上と交通することと解されるが、本法の場合、その目的から継続的であるか否かにかかわらず、乗船した検疫関係者以外の全ての者が、陸地との交通関係を伴って当該船舶から離れるものと解すべきである。したがって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定する上陸とは、趣旨が異なる。

次に、「離れ」ることであるが、航空機の場合は検疫飛行場といつても国内の場所であり、かつ、船舶と相違して他の接触可能条件も多いので、特に「離れ」という表現を採ったと考えられる。一方、「上陸」又は「離れ」のみを規定し、その反対の「乗り込み」を禁止してない。広い意味においての検疫感染症の拡大を予防する観点からいえば、未検疫の状態のものに対しては乗降の両面禁止が、業務の執行面から見ても妥当であると考えられる。

しかし、本法は、検疫感染症の国内侵入防止を意図するものであり、常識的には、危険な状態の船舶等に立ち入ることは考えられない。しかし、これを全く禁止すると業務上乗船する水先人や検疫中における各種物資の補給のため乗り込む者に不便が生ずる。いったん乗り込めば検疫の対象となり、上陸し、又は離れることができなくなるので、特に検疫業務上、支障を来すことはない。

なお、乗り込むことを法的に制限していないからといってこれを放任すべきではなく、検疫前の船舶等に接触し又はこれに立ち入ることを極力避けるよう指導すべきであるが、本法により禁止すべき段階とは認められないというのが立法当時の議論であった。また、水先人であっても乗船した以上は検疫を受けなければならない。

2 物を陸揚げすること又は物を運び出すこと

物を「陸揚げ」、又は「運び出す」という概念は、「上陸」すること又は「離れ」することと意を同じくし、当該船舶等から単に物を離れさせることを指すのではなく、人の場合と同様、陸地との接触関係の上に成り立つものである。

3 物の定義

船舶、航空機に積み込まれ、又は人によって持ち込まれている物の範囲は極めて広いが、本法ではその範囲を特に定めず、検疫感染症の予防措置を講ずる際にその対象とする必要があると認められる物は、それが貨物、船用品、航空機用品あるいは個人の携帯品であったとしても、全ての物を含むものと考えられている。

4 検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所

航空機輸送の関係上、当該航空機外で検疫を行うことが業務の遂行上便利な場合もあるので、必要な場合は航空機外であって、検疫所長が指定する場所において検疫を行うことを可能としている。

5 ただし書（除外規定）

(1) 「航空機に関する検疫上の取り扱いについて」（昭和 45 年 12 月 17 日付け衛発第 888 号公衆衛生局長通知）において、近年の我が国に来航する航空機の運航実態に鑑み、複数の港で乗客を降ろす運航形態の航空機に関する検疫上の取扱いは、①一港検疫の原則に則り、一次港で検疫を行う。

しかし、一次港での航空機の駐機時間、検疫感染症が侵入する危険等の諸要素を考慮の上、②本条のただし書第 1 号の規定を適用し、一次港で降りる乗客について個別の確認を行った上、上陸等の制限を解除できるようになっている。

なお、ただし書第 1 号の確認は、例外的な取扱いであり、確認書の様式は、施行規則ではなく通知で定めることとしている。

(2) 法第 13 条の 2 の陸揚げ等の指示があった場合には、当該船舶等には、陸揚げ等の指示に係る貨物の検査終了時点までは、検疫済証等が交付されない結果、人の上陸又は陸揚げ等の指示に係らない貨物の陸揚げ等が禁止されることとなるが、これでは交通阻害の弊害が出ることが考えられるので、個別に検疫所長が「検疫感染症の病原体に汚染されていないことが明らかである」旨の確認を行ったものについては、交通等の制限を解除できるように規定されている。

しかし、この規定は、検疫済証等という現行の基本制度を前提として例外的な場合としての個別確認を規定するものであるので、適用に当たっては、厳格な態度で臨む必要がある。

(3) 法第 13 条の 2 による陸揚げ等の指示は、検疫手段の一つとしての検査を実施するためのものであるので、船舶等については、検疫済証等の交付がなされていない状態にある。したがって、貨物の陸揚げ等が禁止されることとなるが、一方で陸揚げ等の指示を規定することは法律上、競合を生ずるので、これを調整するための規定である。

(4) 検疫は船舶にあっては、法第 10 条に基づき日の出から日没の間に実施する場合が多い。これは、港則法第 6 条に基づき、多くの港・船舶に対して「夜間の入港禁止」が適用されていたことによると思われるが、平成 17 年法律第 45 号により、港則法の一部が改正され、同法第 6 条は、削除された。ただ、阪神港等の一部の港では、府県が定めた出入港マニュアル等で一部の船舶の「夜間の入港を禁止」するなどの規制が残っている港もある。これらのことから、日没後に到着したものは、翌日の日の出を待って検疫が開始される場合が多いが、例えば、病状が明瞭で緊急に上陸させて入院加療を要する検疫感染症以外の患者があるとか、緊急性がこれに類似する処置を探るべき必要があると認められるものに対しては、適正な措置が速やかに講ずることができるよう規定されている。

6 物の海中投棄又は投下の禁止

本条では、物の陸揚げ等については規制しているが、検疫終了時における物の投棄又は投下については明示していない。

しかし、検疫感染症の流行地域から来航する船舶等からの汚物、汚水の放出規制は、検疫感染症の予防上、あるいは港湾等の汚染防止の上から必要なことである。

なお、バラスト水については、国際的な基準（バラスト水管理条約※）があるが、現状、未発効となっている。

※ 国際海事機関（IMO、2013年4月現在170の国・地域が加盟）の2004年2月の会議において、バラスト水を通じて有害な水生生物や病原体の移動による環境、人の健康、財産、資源への危険を防ぐことを目的として採択されたもの。船舶のバラスト水および沈殿物の規制および管理のための国際条約（International Convention for the control and management of Ships' Ballast Water and Sediments, 2004）で、和文ではバラスト水条約又はバラスト水規制条約と略称される。英文ではBWMと略される。

第6条（検疫前の通報）

検疫を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検疫港又は検疫飛行場に近づいたときは、適宜の方法で、当該検疫港又は検疫飛行場に置かれている検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。以下同じ。）の長に、検疫感染症の患者又は死者の有無その他厚生労働省令で定める事項を通報しなければならない。

本条は、検疫を受けようとする船舶等の長が、当該船舶等が検疫港又は検疫飛行場に近づいた時に、検疫を受ける上で必要となる事項を検疫所長、支所長又は出張所長（以下「検疫所長等」という。）に通報すべき旨を規定したもので、検疫所の業務実施における利便性を考慮して規定されたものである。

1 目的

船舶等は一定の運航計画に基づいて運航しているが、天候その他の理由によっては、予定が変更される場合もある。したがって、到着した船舶等を迅速かつ的確に処理するためには、到着日時、あるいは状況に関する正確な通報に期待するところが大きい。これによって、検疫所側の検疫態勢を整えたり、あるいは検疫感染症患者等が発生している場合、それに対して必要となる事前の措置を勧告したり、検疫所側の受け入れ態勢の整備を行うことが可能となる。

2 通報時期

検疫前通報を行う時期については、検疫を受けようとする船舶等が検疫港又は検疫飛行場に近づいたときとして、明確にその時点を規定していない。これは、船舶と航空機では、同一に扱うことが困難であることや、通報はできる限り最新のものが望ましいことから、このような表現とされている。

3 適宜の方法

船舶安全法（昭和8年法第11号）第4条の規定によると、一定の船舶は無線施設を設備しなければならないこととなっている。しかし、この規定以外の船舶等にあっては、この施設を欠く場合もあり、これらの事情を勘案してこの条では適宜の方法と定められている。

通常、船舶の場合は、Sea-NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）、電話、FAX、窓口提出、又は無線検疫（後述）のための通報のいずれかの方法により行われる。

航空機の場合は、Air-NACCS、電話、FAX、又は、窓口提出のいずれかの方法により行われる。

なお、NACCS の使用については、検疫法施行規則第 1 条の 3 第 1 項により、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む）と、通報等を行おうとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができると定められている。

4 通報内容

本条では通報事項を、検疫感染症の患者又は死者の有無、その他厚生労働省令で定める事項として、詳細は施行規則第 1 条の 2（検疫前の通報事項※）に規定されている。この検疫前通報は、前述の検疫を行うに当たっての準備を整える上で利用されるものであるが、主として無線通信によるもので、通報事項を必要最小限度にしている。

なお、施行規則第 1 条の 2 第 4 号を、患者又は死者として特に「検疫感染症の患者又は死者」としなかった理由は、いずれの種類の疾病による患者、死者であっても検疫感染症を疑うか否かを判断するのは検疫所長（検疫官）であるため、このように範囲を広げたものである。

※注：本条で注意を要するのは、「検疫港又は検疫飛行場に置かれている検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。以下同じ。）」とされていることである。港又は空港を検疫港等に指定する場合、当該港又は空港に検疫所を設置することが必須条件となるので、検疫港等に指定しても施設を置かない限り、検疫港等としての機能を発揮し得ないものと考えられる。

※施行規則第 1 条の 2（検疫前の通報事項）

- 一 船舶の名称又は航空機の登録番号
- 二 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出港した年月日
- 三 乗組員及び乗客の数
- 四 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときは、その数
- 五 検疫区域に到着する予定日時

5 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条は適用しない（法第 4 条の解説 12 を参照されたい）。

第 7 条 削除

第 8 条（検疫区域）

船舶の長は、第 17 条第 2 項の通知を受けた場合を除くほか、検疫を受けようとするときは、当該船舶を検疫区域に入れなければならない。

- 2 外国から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検疫飛行場に着陸させ、又は着水させたときは、直ちに、当該航空機を検疫区域に入れなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、天候その他の理由により、検疫所長が、当該船舶等を検疫区域以外の場所に入れるべきことを指示したときは、船舶等の長は、その指示に従わなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の検疫区域は、厚生労働大臣が、国土交通大臣と協議して、検疫港又は検疫飛行場ごとに 1 以上を定め、告示する。

本条は、①検疫を受けようとする船舶等の長は、まず当該船舶等を検疫区域に入れるか又は検疫所長が指示する場所に入れなければならないことと、②その検疫区域について厚生労働大臣が国土交通大臣と協議して定める旨を規定したものである。

1 検疫区域を設ける理由

国内の検疫港等については、法第3条の規定によって明らかである。この港又は空港のどの部分で検疫を行うかを、本条で初めて明確にしている。検疫区域を設けた理由は、外国から来航した船舶等が検疫港等のいたるところに停泊して、検疫実施を要求したのでは、検疫業務の能率を低下させるのみならず、港内汚染防止の観点からも不合理であるからである。

また、他の船舶等の航行上にも支障を与えかねない等の点が考えられ、このため特に一定の場所を検疫区域に指定し、そこで検疫手続を行うこととしたのである。

2 検疫区域の設定基準

検疫区域を定める法定基準はない。しかし、設定に当たっては考慮すべき点がある。

- ① それぞれの港でそれぞれの事情があるが、港内の汚染防止のため、原則的には港外に設けることが理想的である。
- ② 船舶の航行、停泊上の安全性を十分考慮する必要がある。検疫区域が航路に掛かるような事態は避けることが望ましく、ある程度の距離をとる必要がある。また、検疫区域が港外であっても船舶の錨が到達しないような深度であったり、底質が投錨効果の挙がらない岩盤や砂であったり、常時風浪、潮流の激しい場所であっては用に供し得ない。船舶が流されないとも限らないので、海岸線からの距離をある程度とる必要もある。
- ③ 検疫業務遂行上の効率性を考慮することも忘れてはならない。検疫区域に行くまでに1時間も2時間も掛かるような設定は、やむを得ない場合を除いて避けるべきである。
- ④ 検疫区域設定の上で漁業操業区域との関係がある。漁業権、操業権に対しては、検疫港の指定を要望している地方自治体が適切に処理する問題である。また、検疫と漁業の関係では、検疫区域での操業を規制する法律はないが、漁船が検疫業務に支障を及ぼしては困るし、検疫区域停泊船舶に感染症が発生した場合には、必要に応じて一定区域内への立入りを禁止することもないとはいえない。

3 船舶と航空機とをそれぞれ別に規定していること

船舶の場合は直接検疫区域に入る。一方、航空機の場合は着陸した後に検疫区域に入る。このように船舶と航空機では検疫区域に入る態様が異なるため、それぞれで書き分けられている。

4 検疫所長の場所指定

本条第3項では検疫区域以外の場所にも必要に応じて検疫所長が指示して入れさせることができるようになっている。これは、風浪が激しくて検疫区域にある船舶に行くことが困難であったり、あるいは船舶等が投錨し、又は着陸するのに困難な事態が生じたり、その他天災地変によって検疫区域では業務を行うことが困難な場合は、検疫所長が適当な場所を指示して、そこで検疫を行うものである。この措置を探る場合は、保安部、航空局及び税関など関係官庁への連絡等を密に行い、他

業種の業務に支障を来さないよう、配慮する必要がある。

5 告示

本条第4項では、検疫区域は厚生労働大臣が国土交通大臣と協議して定め告示することとなっている。その数は、検疫港又は検疫飛行場ごとに1以上とされている。このうち国土交通大臣と協議する理由は、検疫区域の設定については、衛生学的な問題以外に上記2で述べたように、船舶等の運航上、各種の問題を生じるおそれがあるので、その万全を期すために主管の国土交通大臣と協議するよう定められたものである。次に1以上としてあるのは、原則として1港1検疫区域で大方の目的は達せられるが、これも上記2で述べたように京浜港、関門港、和歌山下津港、徳山下松港等のように海域が相当拡大されているもの、また、関門港のように日本海側、豊後水道側、瀬戸内海側の3面に出入口を有するものがあるため、1港1検疫区域では不便を生ずるものもあるので、1以上と定めているのである。

6 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条は適用しない（法第4条の解説12を参照されたい）。

第9条（検疫信号）

船舶の長は、検疫を受けるため当該船舶を検疫区域又は前条第3項の規定により指示された場所に入れた時から、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの間、厚生労働省令の定めるところにより、当該船舶に検疫信号を掲げなければならない。船舶が港内に停泊中に、第19条第1項の規定により仮検疫済証が失効し、又は同条第2項の規定により仮検疫済証が失効した旨の通知を受けた場合において、その失効又は失効通知の時から、当該船舶を港外に退去させ、又は更に検疫済証若しくは仮検疫済証の交付を受けるまでの間も、同様とする。

本条は、検疫を受けるため船舶を検疫区域又は検疫所長が指示した場所に入れたときは、当該船舶の長が検疫済証等の交付を受けるまでの間、当該船舶に検疫信号を掲げ、また仮検疫済証が失効した場合も同様であるべき旨を、規定したものである。すなわち、検疫終了前の船舶の長に課された義務規定の一つである。

1 検疫信号を掲揚する目的

検疫信号は、検疫を受けようとする船舶が、検疫区域又は検疫所長が指示する場所に入った時から掲揚することとしている。検疫信号を掲揚させる目的は、検疫所に対する検疫要求の意志表示のためである。これに対し、検疫信号を掲揚することは、他面において、「本船は未検疫の状態であるため、接触関係を起こすと各種の問題を生ずるから注意せよ」との警戒標示ともなっている。

掲揚するタイミングであるが、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第39条の規定では、「入港後遅滞なく」と規定されている。この条では「…に入れた時」としてあるので、検疫区域に入ったら速やかに掲揚することにより、その目的は達せられる。

なお、外国軍用艦船等については、外国軍用艦船等に関する検疫法特例第4条に基づき、当該軍用船が最初に国内の港に入った時から掲げることになっている。

2 掲揚の方法

施行規則第2条により、検疫信号は原則として船舶の前しょう頭その他見やすい場所に掲揚することとなっている。信号については、「昼間においては黄色の方旗を掲げ、夜間においては紅白二灯を、紅灯を上・白灯を下にして連掲するものとする。」と規定している。

なお、検疫の黄色旗は国際信号書（旗）によるアルファベットのQが「本船乗組員の健康に問題なし。検疫に関する通行許可求む。」を意味することから、一般にはQ旗といわれているが、本条の規定による黄色の四角い旗は、必ずしもこのQ旗と一致させて考えられたものではない。

3 港内、港外の範囲

法第8条の解説2で述べたように、本法では港内・港外の範囲を明確に規定していない。一般的には港則法によるものと考えて差し支えない。

4 停泊の定義

停泊についても、この法では明確にされていないが港則法第5条第2項の規定を参考にすると、停泊とは、けい船浮標、桟橋、岸壁その他船舶をけい留する施設にけい留するか、あるいはびょう泊している状態であると解することができる。

5 航空機の信号掲揚

本条においては、航空機に対して信号掲揚の規定がない。これは実際問題として、連絡その他の手段を探ることが可能であるため、検疫信号の掲揚を必要としないことと、掲揚に必ずしも適していないためである。

第10条（検疫の開始）

船舶等が検疫区域又は第8条第3項の規定により指示された場所に入ったときは、検疫所長は、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検疫を開始しなければならない。但し、日没後に入った船舶については、日出まで検疫を開始しないことができる。

本条は、検疫を受けようとする船舶等が、検疫区域又は検疫所長が指示した場所に入ったときは、検疫所長は速やかに当該船舶等に検疫を開始すべき旨を規定したものである。

1 その他やむを得ない事由

本条では、荒天その他やむを得ない事由がある場合を除き、検疫は速やかに開始しなければならないとされている。その他の場合とは、荒天の場合と同様、検疫を行う船舶に検疫区域にて臨船することが不可能な状態、例えば、濃霧のため検疫艇の運航が困難である場合、自然災害等によって平常業務が停止される場合又は汚染船舶等に対する緊急措置の実施中である場合等、正当な理由又は原因となる事実がある場合を指すものである。

2 「すみやかに」について

「すみやかに」とは、時間的接近性を表す用語の一つであるが、通常法令でこのように時間的接近性を表す用語として、「遅滞なく」、「速やかに」、「直ちに」の3つがある。これらはいずれも時間的遅延を許さないものである。「遅滞なく」とは、正当なあるいは合理的な理由があれば、遅延が許されるのが通例である。また、「直

ちに」は、一切の遅延が許されず、「速やかに」は、「直ちに」より急迫の程度が低い場合に用いられると解説されている。

なお、IHR 第 42 条（保健上の措置の実施）には、「本規則に従ってとられる保健上の措置は、直ちに開始し、遅滞なく完了し、透明かつ無差別に適用しなければならない。」と規定されている。

3 検疫の順位

船舶等が検疫区域又は指示された場所に入ったときは、その到着順位に従って検疫が開始される。同時に到着したような場合は、特に規定はないが慣例として、軍用艦船、郵便旗を掲げる船舶、旅客船及び貨物船の順に行われている。軍用艦船については国際慣行により、郵便旗を掲げた船舶については郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 10 条（「郵便物が検疫を受けるべき場合には、他の物件に先立って、直ちに検疫を受ける。」）により優先して検疫を実施することとされている。航空機についても同様である。

4 ただし書

検疫は、原則的には検疫区域等に到着次第、速やかに開始することになっており、土日祝日、昼夜に関係なく行う必要があり、航空機の場合は 24 時間態勢を探っている。

船舶の場合は、法第 5 条の解説 5 (4) でも述べたが、平成 17 年法律第 45 号による港則法の一部改正があるまでは、同法第 6 条の規定により、一部の港・船舶について夜間の入港が禁止されており、本条の「ただし書」はこれに合わせたものであると思われる。一部の港では、現在でも、一部の船舶に対して、夜間の入港を禁止している港もあるが、前述どおり、現在、この港則法第 6 条は削除されている。

第 11 条（書類の提出及び显示）

検疫を受けるに当たっては、船舶等の長は、検疫所長に船舶等の名称又は登録番号、発航地名、寄航地名その他厚生労働省令で定める事項を記載した明告書を提出しなければならない。但し、仮検疫済証の失効後に受ける検疫にあっては、検疫所長から求められた場合に限る。

2 検疫所長は、船舶等の長に対して、第一号から第三号までに掲げる書類の提出並びに第四号及び第五号に掲げる書類の显示を求めることができる。

- 一 乗組員名簿
- 二 乗客名簿
- 三 積荷目録
- 四 航海日誌又は航空日誌
- 五 その他検疫のために必要な書類

本条は、検疫を受けるに当たって、当該船舶等の長に対して明告書の提出を求め、他の書類については、検疫所長から求められたときには提出又は提示すべき旨を規定したものである。

1 明告書

検疫所長が検疫を行うために船舶等に臨んだ際は、船舶等の長は、明告書を提出することとされている。この明告書は、港等における他種の業務においてそれぞれ提出させている陳述書、申告書等に相当するもので、検疫を行うに当たって的確な

判断を下す基礎資料として用いられるものである。したがって、IHR 第 37 条（様式は附録第 8）及び第 38 条（様式は附録第 9）に規定されており、国際的に統一されている。明告書の記載項目は、船舶等内における作業量等を考慮して必要最小限のものとされているため、記載されている事項の他に検疫時に確認が必要な項目は、検疫調書により補足確認している。

なお、IMO 船舶識別番号スキーム(IMO Ship identification number scheme)が、1987 年に導入され、個々の船にその船の識別のため恒久の番号を指定することとされた。このため、船舶の船籍が他の国に変わる場合にも、この番号は変わらず、当該船舶の新しい証明書にも同じ IMO 船舶識別番号が記載され続ける。

このスキームは平成 8 年（1996 年）1 月 1 日から全ての船に適用されることとなつた。航空機の国籍、登録番号、所有者等については、航空法及び同法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 7 条「航空機登録証明書」にそれぞれ記載されている。

船舶衛生管理（免除）証明書（平成 19 年にねずみ族駆除（免除）証明書から改正）は、IHR 第 39 条（船舶衛生証明書）の規定により権限当局（日本では検疫所）が交付するものを指す。

明告書様式に記載されている「乗客」とは、一般的には商契約に基づいて、ある目的地に行くために船舶等に乗っている者をいい、「その他船舶に乗船していた者」とは、乗客、乗組員以外の者をいう。船舶用明告書様式に記載されている「乗組員」とは、船舶法によると、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り込む船長及び海員並びに予備員をいう。海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で、労働の代償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。しかし、予備員は、船内に使用されている者ではなく、船舶に乗り込むために雇用されている者なので、この場合は除くべきである。また、一般に使用されている職員(Officer)とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士と国土交通省令に定めるその他の海員をいう。部員とは職員以外の者をいう。国によっては、海員を Crew と呼称したり、船長を含めて Crew と呼称する場合もある。

航空機の場合の「乗組員」は、航空従事者、航空機の運航上の業務のために乗り込む者及びこれらに準じて取り扱われる者をいう。外国の航空機の場合も、これに準じて取り扱われるものである。

航空機の明告書には、運航者の氏名、航空機の国籍記号及び登録番号はじめ、乗組員の氏名、乗客の数など、検疫法施行規則に定められた事項が記され、航空機の長又はその代理人の署名又は記名捺印がされていなければならない。

署名についてであるが、IHR 第 1 条（定義）には、「「輸送機関の運航者」とは、輸送機関を管理する自然人若しくは法人又はその代理人をいう。」と規定されており、この代理人については、航空機に搭乗している乗組員が委託されているとは限らない。一般に、日本到着前の最終空港の地上職員（航空会社あるいは取扱い業務を行っている会社の職員）のうち、各航空会社の社内規定で決められている者が、「権限ある代理人」として署名している場合が多いが、航空機用明告書に規定されている「権限ある代理人」が誰を指すのかについて具体的に示されたものはない。参考までに、関税法基本通達では、税関に届出することにより代理人（関税法第 26 条）となる要件が通知されている。

機長若しくは機長に代わって職務を行う者が明告書に署名した場合は、「保健上の記述欄」の関係乗組員の署名は、必ずしも必要ではないが、「権限ある代理人」が署名した場合は、関係乗組員の署名が必要となる。これは、本法では明告書の署名、提出は、船舶等の長又は長に代わってその職務を行う者となっており、「権限ある代理人」を認めていないからである。この場合、やむを得ない理由により権限

ある代理人が署名し、提出した場合には、「航空機総合明告書の改正について」（昭和 35 年 12 月 28 日付け衛検第 1247 号公衆衛生局長通知）により、結果的に当該欄に機長又は機長に代わって職務を行う者の署名を要求することとなっており、「機長に代わって職務を行う者」とは、副機長やチーフパーサー等、当該航空機に搭乗している者であって機長の代理責任を果たせる者と考えるのが妥当である。

また、Air-NACCS 等の電子情報処理組織を用いて明告書等を提出する（施行規則第 1 条の 3 による）場合には、機長の署名は不要である（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 4 項の規定による。）。

以上のとおり、明告書は船舶の場合と航空機の場合とでは、多少内容を異にしている。これは、船舶内及び航空機内における業務の難易、時間的関係等が考慮されているためと考えられる。

2 提出

提出とは、一般的には「文書又は物件を相手方に示すとともに、交付して所持を移すことである」と解説されている。したがって、明告書の場合も所要の事項を記入して作成したものを、船舶等の長が検疫所長に渡すのであるから、提出である。実際問題としては、検疫の際に明告書を速やかに提出させるため、あらかじめ作成しておくよう、受領と同時に次の航海用として未記入の明告書を渡しておくと便利である。

また、第 1 項の「提出」と第 2 項の「提出」では、意味が異なる。第 1 項では、「提出」しなければならないという義務を、第 2 項では、「提出」を求めることができることを規定している。よって、第 2 項に規定されている書類の提出義務はない。

3 呈示

呈示とは、一般的には、「文書又は物件を相手方に差し出して見せること」をいうと解説されている。この「呈示」についても、「呈示」を求めることができる規定なので、船舶等の長には呈示義務はない。なお、本法では、「呈示」と「提示」は混用されているが、法令用語改正要領（昭和 29 年 11 月 25 日法制局総発第 89 号「法令用語の実施要領」の別紙）においては、「呈示」を用いず、「提示」に統一することとされている。

4 乗組員名簿、乗客名簿、積荷目録

施行規則第 4 条にそれぞれの記載内容を規定している。ただ、積荷目録については、電子情報処理組織をして書類を受理する場合、現在、提出を求めていない。これは、検疫手続について、電子情報処理システム（港湾 EDI（Electronic Data Interchange）システム）が導入された際に、FAL 条約※に規定されている国際的に要求している書類との批准を鑑みて、「積荷目録」については、「必要ない」と判断されたもので、前述のとおり、提出義務のある書類ではないことから、港湾 EDI システムにおける入港手続に必要な書類から除外されたものである。

※国際海上交通簡易化条約：1965 年採択 1967 年発効 日本の締結は 1965 年。

5 航海日誌、航空日誌

航海日誌については、船員法、同法施行規則に規定されており、航海中における各種の事項を詳細に記入するようになっている。

航空日誌については、航空法、同法施行規則に規定されており、同様に各種の事項を詳細に記入するようになっている。

6 その他の書類

以上に掲げた書類以外に、検疫時に提示を要求するものとして規定されるのは、船舶衛生管理（免除）証明書、患者の診療記録、医薬品の使用簿等である。これらの書類はあくまでも、IHR 第6編（保健上の書類）の範囲内に限定されるものである。

7 ただし書

仮検疫済証が失効する場合は種々あるが、その場合、仮検疫済証交付前に提出させた明告書で、十分用が足りることも考えられるので、画一的に再提出を規定せず、必要に応じて提出させるように規定している。

8 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条第2項に基づく書類（乗組員名簿、乗客名簿等）の提出は適用しない（法第4条の解説12を参照されたい）。

第12条（質問）

検疫所長は、船舶等に乗って来た者及び水先人その他船舶等が来航した後これに乗り込んだ者に対して、必要な質問を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

本条は、検疫所長が業務上必要な事項について、本条に定める者を対象として質問ができる旨を規定したものである。現場における業務は、明告書の受領から始まるが、適正な診察、検査及び判断等を行うことに加え、質問を行う必要も生ずる。したがって、業務の円滑な遂行を期するため、質問権を設けたものである。

1 乗って来た者

船舶が来航した当時、乗っている者をいう。すなわち、船長、乗組員、乗客その他の如何を問わず、あるいは航空機の場合には、乗っていない状態の者（第5条に規定される検疫所長が指定する場所にいる者）も、対象となる。

2 水先人

「水先」とは、水先区において、船舶に乗り込み当該船舶を導くことをいう。また、「水先人」とは、一定の水先区について、水先人の免許を受けた者をいう。

水先には、船長の求めに応じて任意で行うものと、水先法（昭和24年法律第121号）第35条に基づき水先人を乗り込ませなければならない強制水先がある。強制水先を実施する港又は水域は、水先法施行令（昭和39年制令第354号）第5条に規定されている。

3 来航後に乗り込んだ者

外国から来航した後、検疫が終了するまでの間に乗り込んだ者についても、検疫の対象とすることを明示したものである。

4 質問

質問とは、一般的に法令の規定の励行を確保するため、権限に基づいて、関係者

に特に認めた事項の説明を求めることと解説されており、尋問も同意義である。

質問の内容については、本条においては触れられていないが、これが検疫業務を行う上において必要な範囲に限られていることは当然である。また、質問が業務上必要な事項であっても、相手が黙秘権行使する場合も起こりえようが、質問が適正な判断と業務の円滑な実施を目指としている以上、虚偽の答弁をした場合は、法第36条第5号に基づき、罰則が適用されるようになっている。

質問の方法については、検疫感染症の汚染地域を発航し、又は汚染地域から来た者を乗せて来航した船舶等に対して検疫を行うに当たり、当該乗客等に対する保健上の質問を行うものであり、検疫業務を円滑に実施するために必要と認められるときは、質問票を使用して行うことができるとしている（「質問票及び健康カードについて」健発第0530004号、平成19年5月30日）。

5 検疫官

検疫官については、法第28条の解説を参照されたいが、ここでは質問を検疫所長は検疫官をして行わせるとして、関係を明らかにされている。

第13条（診察及び検査）

検疫所長は、検疫感染症につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待っていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

本条は、検疫所長が、前条規定の検疫対象者に対して、診察若しくは当該船舶等に対する検査並びに当該船舶等にある死体の解剖を行うことができる旨を規定したものである。この診察、検査等は、実際に検疫感染症の患者又はその死者の存否、あるいは当該感染症の病原体によって汚染されているか否かを決定する方法である。

1 診察、検査の範囲

本法は、検疫感染症の病原体が船舶等を介して、国内に侵入するのを防止することを目的としている。したがって、検疫の対象とするところは検疫感染症であり、条文において「検疫感染症につき」と明記しているのもこのためである。

しかし、検疫感染症の患者と診断を下し、又は検疫感染症の病原体に汚染されていると判断するには、他種の感染症との鑑別も必要となる。今日、検疫所で実施している輸入感染症の調査は、時代的要件に基づき、この鑑別を一步進めて実施しているものである。

なお、IHR第23条（到着及び出発時の保健上の措置）第3項には、「第31条第2項に規定する場合を除き、及び参加国の法律及び国際的義務にしたがって、旅行者又はその親権者若しくは保護者による事前の明示的な説明を受けた上で同意（インフォームド・コンセント）がない限り、本規則の下で一切の医学的検査、予防接種その他の予防法又は保健上の措置を旅行者に対して施してはならない。」と規定されている。

2 診察

本条では、検疫所長が診察を行い、又は検疫官をして行わせるとなっている。この場合、検疫所長又は検疫官であれば、誰でも診察ができるわけではない。診察は医療行為の一つであり、本条でいう診察を行える者は、医師たる資格を有する検疫所長又は検疫官を指すものであることは、一般法の規定に照らして明らかである。診察とは、一般的には医療を行うための診察治療、保健指導及び検査等を行うものとみられる。診察方法には、検診、問診、触診、打診、聴診による方法や検査等も含まれる。したがって、本条でいう診察とは、医師が検疫対象者に対して、検疫感染症にかかっているかどうかを判定するために行う一切の医学的検査行為をいうものである。

3 病原体の有無に関する検査

検疫感染症の病原体としては、細菌、ウイルス及び原虫によるものがある。これらの感染様式、病原体の存在箇所は、それぞれの感染症によって異なっている。したがって、貨物等の人以外の物について、これらの病原体の有無を検査するためには、最も実効性があり確率の高い検体を採取する必要がある。このため、検体採取上必要な衛生検査（ねずみ族、虫類の存否の検査を含む）等の行為が、病原体の有無に関する検査に含まれてくる（政令別表第2を参照されたい）。この場合の病原体の有無に関する検査及びそれに含まれる一連の検査は、人以外の物を対象として行われるので、診察とは明らかに区別されるものである。

4 死体の解剖

死体の解剖は、死体解剖保存法（昭和24年法律204号）の規定により、一定の目的のためにのみ許されるものであって、種々の規制が設けられている。

しかし、検疫のように不特定の時に必要が生ずるものについては、除外規定の対象となっている。

また、解剖後の死体の取扱いについては、「検疫執行規程」（昭和28年5月2日厚訓第7号。以下「訓令」という。）第2条を参照されたい。

第13条の2（陸揚等の指示）

検疫所長は、船舶等に積載された貨物について当該船舶等において前条第1項の検査を行うことが困難であると認めるときは、同項の検査を行うため、当該船舶等の長に対して、当該貨物を検疫所長の指示する場所に陸揚げし、又は運び出すべき旨を指示することができる。

本条は、船舶又は航空機内で検査を行うことが困難なコンテナ等の貨物について、検査を行うための検疫所長の陸揚げ等の指示権限を規定したものである。

なお、指示に当たっては、施行規則第4条の2に規定される貨物陸揚等指示書により行なうものである。

1 指示の対象

陸揚げ等の指示の対象は、船舶等に積載された貨物であって、当該船舶等において検査を行うことが困難であると、検疫所長が認めるものである。したがって、船舶等内での検査を原則とするが、これが、貨物の形状からして技術的に困難な場合に、陸揚げ等の指示を行うものであって、全ての貨物を一律に陸揚げした上で検査するものではない。

2 指示の相手

指示の相手方は、検疫を受けるべき者、すなわち船舶等の長である。事実上の陸揚げ作業に従事する者でないことに留意する必要がある。

3 指示する場所

検疫所長は、場所を指示して、陸揚げ等を指示することとなるが、指示する場所がどこであるかは、法律上の規定がない。通常は、そのコンテナが陸揚げされることとなっているコンテナ埠頭、貨物ヤード等が考えられる。

4 仮検疫済証の交付

法第5条ただし書の解説5の(2)、(3)において、「法第13条の2の陸揚げ等の指示は、検疫手段の一つとしての検査を実施するためのものであるので、船舶等については検疫済証又は仮検疫済証の交付がなされていない状態」としている。ここで言う「検疫手段の一つとしての検査」とは、法第13条第1項に規定する検査である。法第13条第1項に規定する措置は、船舶等が検疫感染症の病原体に汚染されていることを否定できないときに講ずる措置である。したがって、結果判明までは、検疫済証又は仮検疫済証の交付がなされないこととなる。

しかし、その運用においては、この検査の対象が検疫感染症に汚染されたおそれのある人の場合には、当該対象者を停留・監視等の措置に付した後、当該検疫の対象者が乗船していた船舶等に対しては消毒等の措置を探り、法第18条対象船舶等とすることとなっている。

第14条（汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置）

検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者若しくは死者があった船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

- 一 第2条第一号又は第二号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。
- 二 第2条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること（外国に当該各号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。）
- 三 検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所を消毒し、若しくは検疫官をして消毒させ、又はこれらの物であって消毒により難いものの廃棄を命ずること。
- 四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の定めるところに従い、検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある死体（死胎を含む。）の火葬を行うこと。
- 五 検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所の使用を禁止し、若しくは制限し、又はこれらの物の移動を禁止すること。
- 六 検疫官その他適當と認める者をして、ねずみ族又は虫類の駆除を行わせること。
- 七 必要と認める者に対して予防接種を行い、又は検疫官をしてこれを行わせること。

2 検疫所長は、前項第1号から第3号まで又は第6号に掲げる措置をとる必要がある場合において、当該検疫所の設備の不足等のため、これに応ずることができないと認めるときは、当該船舶等の長に対し、その理由を示して他の検疫港又は検疫飛行場に回航すべき旨を指示することができる。

本条は、検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等が発見された場合、船舶、航空機、人及び物に対して、検疫所長が予防上の措置を講ずるに当たり、ここに示された範囲に限るべき旨を規定したものである。法第6条～第13条の2までは、全ての船舶等に適用されるものであるが、本条は汚染船舶等にのみに適用される特殊な規定である。

1 検疫感染症流行地域

本条では、本条適用条件の一つとして、「検疫感染症の流行している地域」を例示しているが、具体的にいかなる地域を指すものかは明らかではない。「検疫法の一部を改正する法律の施行について」(昭和31年6月28日付け厚生省発衛第266号事務次官通知、同第267号事務次官通知)記6で、「検疫感染症が流行している地域は、従来政令で指定していたのであるが、これを廃止し、今後は国際衛生規則(現名:国際保健規則、以下同じ)に基づく検疫感染症情報により運用されるものである」としたことから、Weekly epidemiological record (WER)において定期的に更新される感染地域(Infected areas)を指定地域として運用してきた。

しかし、平成14年5月以降はWERに検疫感染症の感染地域が掲載されなくなつたため、平成23年2月以降、法第2条第1号の検疫感染症(一類感染症)の流行地域については、次の場合において、前述の事務次官通知を読替え(「国際衛生規則に基づく検疫伝染病情報」=「IHRイベントサイト(WHO Event Information Site)」)、事象の発生の都度、適用期間を明示しつつ、個別に結核感染症課長通知により示すこととしている。

- ① IHRイベントサイトに流行の発生報告があり、WHOにより国際的な感染の広がりが懸念されると評価されている場合、又は感染研等の専門家の助言を基に結核感染症課長が特別の検疫対応が必要と判断した場合
- ② IHRイベントサイトには掲載がないが(掲載までの暇がなく)、公電等の各種情報源から信頼のおける発生情報を入手し、都市部での流行等であって、特別の検疫対応が必要と結核感染症課長が判断した場合

なお、IHR第1条(定義)には、「「感染地域」とは、本規則に基づき世界保健機関により保健上の措置を勧告された特定の地理的地域をいう。」と規定されている。訓令第7条には、IHRの準拠規定があるので、これらのIHRの規定を準拠して運用されるものと考えられる。

ただし、IHR第25条(輸送中の船舶及び航空機)に該当する場合、保健上の措置を適用してはならないとされているので、注意を要する。

2 汚染船舶等

本条でいう「検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等」とは、例えば、

- (1) 検疫感染症が流行している地域から来航したもの
- (2) 航行中に検疫感染症患者、死者等があつたもの

- (3) 検疫の際、検疫感染症患者、死者、ペスト菌保有ねずみ等が発見されたもの
- (4) その他検疫感染症の病原体によって汚染し、又は汚染したおそれのあるものが例示されている。このうち（1）～（3）は明確であるが、（4）に該当するものとしては、
 - (4) -① 仮検疫済証が失効したもの
 - (4) -② 航行中に検疫感染症に汚染されている他の船舶等と接触関係があつたものの
 - (4) -③ 外国で停泊中、検疫感染症患者が出入りした事実があつたもの
 - (4) -④ その他が挙げられる。

上記いずれの場合であっても、汚染し又は汚染したおそれがあるとの認定は、客観的な材料によってのみ可能である。

3 「汚染し、又は汚染したおそれ」について

「病原体に汚染した」とは、対象となる物の表面、内部のいかんにかかわらず、病原体の存在が明らかに立証されるか、又は認定される状態の物である。したがつて、検疫感染症患者の用に直接供した（供している）もの、又は直接接触があつた（ある）物等である。

「汚染したおそれがある」とは、汚染した事実又は関係が生じている可能性があると認められるものを指すものである。

4 合理的に必要と判断される限度

本条で規定している各種の措置は、①検疫感染症の国内侵入を防止し、②船舶等に乗っている者を検疫感染症の危険から守るために講じられるものである。そのため、相手方を拘束し、時には経済的損失を与える場合も起こり得る。また、検疫感染症の種類によっては、講すべき措置も相違する。いずれの場合も、必要以上の負担損失をかけないよう、十分な配慮を払う必要がある。

しかし、この限度については、本条にその範囲は示されていないが、適当な保健上の措置については、IHR 第4条（管轄機関）により設置された National IHR Focal Point（我が国のフォーカルポイントは厚生労働省大臣官房厚生科学課）を通じて、IHR 第8条（協議）の規定により、WHOと協議することができる。

5 措置

措置とは、一般的には、ある事柄の始末をつけるための手続、又は取り計らって決まりをつけることを意味する言葉で、総体として表示する場合に「措置」、個々の事項の始末をつける場合には「処置」と、使い分けるものと解説されている。したがつて、本条の場合は、検疫感染症の予防上必要なそれぞれの始末をつけるために、各号に示されている手続を指している。

6 即時強制

本条各号に示されている措置は、即時強制である。すなわち、これらの措置を講ずる場合は一刻を争うし、また一定の方針の下にこれを行う必要があるが、人道上、この発動に当たっては、慎重を期する必要がある。

7 検疫感染症の患者、無症状病原体保有者、疑似症を呈している者

- (1) 感染して発症した状態の人を患者 patient (sick person) という。
- (2) 症状がなくて特定の病原体を持つ感染者（又は感染動物）を保菌者 carrier といい、人の感染源となりうる。本条でいう無症状病原体保有者とは、この保菌者を指している。
- (3) 本条でいう疑似症を呈している者とは、一般的に疑似患者又は容疑患者 suspect と言われているが、これはある人が病歴や症状から感染症に罹患しているか、発病しつつあると推定される場合に用いられる。なお、感染症法においては疑似症患者という表現を用いている。

※参考：「感染症予防必携」（一般財団法人 日本公衆衛生協会）（抄）

保菌者が感染後全経過を通じて全く症状を表さない場合を健康保菌者 healthy carrier、無症状保菌者 asymptomatic carrier、潜伏期に保菌状態を示す場合を潜伏保菌者 incubatory carrier、いったん発病して回復した後も保菌状態が続く場合を回復期保菌者又は病後保菌者 convalescent carrier と呼んでいる。

病原体が身体の外表面や衣服、寝具、外科器具、包帯等、あるいは水・食物を含むその他の無生物的な器具や物質の内外に付着している場合は、感染ではなく汚染 contamination という。

感染とは、病原体が宿主の体内に侵入して、発育又は増殖することをいう。

8 隔離、停留

法第 15 条、第 16 条の解説を参照されたい。

なお、法第 2 条第 3 号に規定した検疫感染症に対して、隔離及び停留は適用することとはされていない。

9 消毒

従来、消毒とは病原体を理化学的方法によってその生活力を脱取すること、あるいは身体外で直接に作用させた化学的物理的方法で病原体を殺すことと定義されていた。今日では、これらを滅菌と消毒に分けて呼んでいる。前者は熱が主として使われ、紫外線、放射線（γ線）等が応用され、生きている微生物をなくす方法である。ろ過法は微生物除去の有効手段であって、安全な水や空気を供給するのに使用される。後者は、いわゆる消毒液を用いて微生物を不活化する方法で、病原微生物と考えられるものの感染力をなくすことである。

本条でいう消毒とは、滅菌と消毒をともに含めた意味で使用している。

なお、滅菌・消毒法については「感染症予防必携」※を参照されたい。

※「感染症予防必携 第 2 版」（一般財団法人 日本公衆衛生協会）

10 消毒する物若しくは場所の範囲及び消毒方法

本条第 1 項第 3 号により実施する消毒は、訓令第 3 条により、感染症法施行規則第 14 条～第 16 条に従い実施するものとされている。これは、法第 23 条第 3 項、第 24 条、第 26 条及び第 27 条第 2 項の場合も準用することとされている。

11 消毒実施上注意すべき物件

消毒の実施時には、IHR 第 22 条（権限当局の役割）にある「人を傷つけず且つできる限り不快にさせないよう、あるいは公衆の保健に影響するほど環境を壊さない

よう、あるいは手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包を損壊しないような形で実施しなければならない。」の規定及び訓令第3条（消毒方法）並びに第4条（郵便物等に対する措置）の規定に留意すべきである。

1 2 廃棄を命ずる

廃棄に関しては、相手方には大小の直接的損害を与えるものであるから、この措置を講じる場合は慎重を要する。通常廃棄を命ずる場合は、次のような物である。

- (1) 焼却以外の消毒方法では、完全な効果を期待できない物
- (2) 経済的価値が低く、費用をかけて消毒するに値しない物
- (3) 消毒すると再びその用に供する事ができない物

なお、本法上、廃棄を命じた物についての補償は行われない。

1 3 死体の火葬

これは、病原体の散逸防止上の理由によるもので、感染症法による取扱いの考えと同じである。「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことで、火葬場以外の施設でこれを行ってはならないこととなっている。「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。したがって、これらの手続を経て検疫所に火葬場が開設されない限り、検疫所内において火葬を行うことは許されない。

死後の経過時間については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第3条の規定によると、他法令に別段の定めがある場合を除き、死後24時間内の埋葬又は火葬を禁止している。船員法による水葬では、同施行規則第4条第3号に「感染症による死亡の場合は、この限りではない」としており、感染症法第30条第3項においても、24時間以内の埋葬を認めている。本条には、特段にこのような規定はないが、「死体の火葬を行う」ことの中には、感染症予防上直ちに処理ができる事を含んでいるものと解釈される。なお、火葬後の遺骨の処理については、取扱い上、粗漏のないよう、訓令第2条にその方法を示している。

1 4 ①物及び場所の使用の禁止あるいは制限、②物の移動の禁止

本条では、物又は場所の使用を禁止し、又は制限することができるようになっている。これは、検疫感染症の予防上その危険を除去し、又は消失させるまでの間に講ずる措置である。すなわち、消毒が完了するまで使用を差し止め又は特定の者に対してのみ使用を許可して、病原体の他へのまん延を防止することである。したがって、その必要性が解消すれば、速やかに旧に復させるべき性質のものである。

次に、物の移動を禁止する場合であるが、これも物の移動による病原体の他へのまん延防止を図るために必要なものである。したがって、同一の船舶等内における移動禁止の場合もあれば、荷揚げのように当該船舶等から他の場所への移動を禁止する場合もある。IHR第28条（入域地点の船舶及び航空機）に関連規定はあるが、これも含めその実施に当たっては慎重に行う必要がある。

1 5 適当と認める者

本条では、ねずみ族又は虫類の駆除を検疫官の他に適当と認める者にも行わせることができるようになっている。

しかし、「適当と認める者」を認定する基準については、特に定められていない。ただし、この場合は、汚染船舶等に対して行う措置であるから、的確な駆除効果を挙げる技術と同時に検疫感染症の予防上、遺憾ないよう駆除ができる業者を選定す

べき必要がある。

1.6 ねずみ族又は虫類

IHR 第1条（定義）には、「ねずみ族駆除」とは、「入域地点において手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、施設、物品及び郵送小包に存在する人の疾病のげっ歯類の媒介動物を管理する又は殺すための保健上の措置を行う手続をいう。」と規定されている。

本法において、「ねずみ族」とは、ペスト予防上の観点から、動物学上のげっ歯類に属するペスト伝播能力のある全ての動物を含むものと解釈すべきである。

また、IHR 第1条（定義）には、「虫類駆除」とは、「手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包に存在する人の疾病の媒介虫類を管理する又は殺すための保健上の措置を行う手続をいう。」と規定されている。

本法において「虫類」とは、感染症法における「昆虫等」と、内容的に全く同じであるが、動物分類学においてダニ等は、昆虫には分類されない。そこで、この「..等」をつけて、感染症に関係のある節足動物全てを含むようにしたものであり、これらの煩わしさを除くため、本条では虫類としている。

1.7 駆除方法

消毒と同様に IHR 第22条（権限当局の役割）には、駆除に関する全ての注意すべきことが規定されている。これらの点を十分考慮して、使用薬剤、方法等を決定すべきである。すなわち、①効果的であること、②なるべく短時間で作業が終了すること、③人畜に対する危険がないこと、④器物に対する損害を与えないことが望ましい。詳細は、訓令第5条に具体的方法を規定しており、「法第14条第1項第6号の規定により行うねずみ族又は虫類の駆除は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第15条に定める基準に従い、薬剤又はガスを使用して行うものとする。」とされている。

1.8 予防接種

IHR 第36条（予防接種その他の予防法の証明書）第2項には、「附録第六及び附録第七に準拠して交付された予防接種その他の予防法の証明書を保有する旅行者は、たとえ感染地域から渡来した者であっても、当該証明書に言及された疾病を理由に入域を拒否されてはならない。」と規定されている。

なお、訓令第6条において、「法第14条第1項第7号、第23条第3項、第26条第1項若しくは第2項又は第26条の2の規定により行う予防接種を行うについては、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に定めのあるものについては、その例によるものとする。」とされている。

1.9 回航

汚染船舶等が発見された場合、当該検疫所で、本条に定める措置を探ることが不可能な場合は、設備を有する他の検疫港へ当該船舶等を移して措置を受けさせるようになっている。これを回航措置と呼んでいる。

IHR 第28条（入港地点の船舶及び航空機）に同様の規定がある。※

※「（中略）、船舶又は航空機は全ての入域地点への寄航を公衆の保健上の理由によって妨げられてはならない。ただし、入域地点が本規則に規定する保健上の措置を適用するよう整備されていない場合には、船舶又は航空機に対し措置可能な最寄りの適当な入域地点へ自己の責任において進航するよう命ずることがで

きるが、当該船舶又は航空機がかかる進航を安全に行えないと思われる運航上の問題を抱えている場合はこの限りではない。」

20 指示

法令上「指示」とは、一般的にある機関が関係の機関又は者に対して、その所掌事務に関する方針、基準、手続、規則、計画等を示し、それを実施せしめることをいう。指示は、法律的には指揮又は命令より弱く、軽く、勧告より強く、重いものであると解説されている。本条第2項に関する罰則規定は置かれていない。

第15条（隔離）

前条第1項第1号に規定する隔離は、次の各号に掲げる感染症ごとにそれぞれ当該各号に掲げる医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該各号に掲げる医療機関以外の病院又は診療所であって検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

- 一 第2条第1号に掲げる感染症特定感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）又は第1種感染症指定医療機関（同法に規定する第1種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）
- 二 第2条第2号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第2種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）
- 2 検疫所長は、前項の措置をとった場合において、第2条第1号又は第2号に掲げる感染症の患者について、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、直ちに、当該隔離されている者の隔離を解かなければならない。
- 3 第1項の委託を受けた病院又は診療所の管理者は、前条第1項第1号の規定により隔離されている第2条第1号又は第2号に掲げる感染症の患者について、当該感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、検疫所長にその旨を通知しなければならない。
- 4 前条第1項第1号の規定により隔離されている者又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）は、検疫所長に対し、当該隔離されている者の隔離を解くことを求めることができる。
- 5 検疫所長は、前項の規定による求めがあったときは、当該隔離されている第2条第1号又は第2号に掲げる感染症の患者について、当該感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

本条は、前条の規定によって検疫感染症患者を隔離するに当たって実施すべき事項を規定したものである。

1 隔離

IHR第1条（定義）には、“isolation” 「隔離」とは、「感染又は汚染が拡がることを防止するための方法として、病人又は感染した人又は汚染された手荷物、コンテナ、輸送機関、物品若しくは郵送小包を他から分離することをいう」と規定されている。すなわち、検疫感染症患者、検疫感染症の病原体保有者及び検疫感染症の疑似患者を特定の場所に収容し、当該感染症の病原体のまん延を防止するため、他の隔離を図ることである。

隔離については、IHR第31条（旅行者の入域に係る保健上の措置）第2項に規定

されているが、IHR 第 32 条（旅行者の取扱い）に旅行者に対する取扱い実施時の留意点が規定されている。なお、当然のことながら、隔離措置は即時強制である。

2 隔離の場所

本条では、原則として、一類感染症患者等の隔離は、感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関に、新型インフルエンザ患者については、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院を委託して行うことができるなどを規定したものである。

しかし、検疫所によっては、上記医療機関が検疫所から離れたところに位置している。場合によっては、患者の治療等に急を要することもあるため、それ以外の病院や診療所についても検疫所長が適当と認める場合は、入院を委託できるよう規定している。

法令上「収容」とは、一般的には「人又は物を特有の場所に収め入れておくことをいうもの」と解説されている。したがって、この場合、患者を介して検疫感染症を他に感染させないよう、その危険が去るまでの間、隔離室に入れておくことである。

3 患者の委託収容に係る契約について

患者を医療機関に収容するにあたって、本条に基づいた法的背景はあるものの、実際に患者が発生した場合、医療機関との口頭だけのやりとりでは、収容する際の料金や、「医療行為はどこまでやるか」、「退院の手続きはどのように行うか」など、収容する場合の医療行為の範囲、事務手続等が明確にならないため、予め収容する医療機関に対して、それらを明確にした「患者の委託収容契約書」を締結することが通常実施されており、その委託する場合の契約手続については、検疫所業務管理室長通知平成 20 年 8 月 22 日付け食安検発第 0822001 号「「患者の委託収容に係る契約書」について」様式 1, 2 (平成 20 年 12 月 15 日付け事務連絡「「患者の委託収容に係る契約書」の取扱について（追加依頼）」により様式の一部変更) を参照の上、行うこととされている。

4 隔離の解除

本条の第 2 項及び第 3 項は、法第 14 条第 1 項第 1 号により隔離の措置を受けている者の隔離を解除する場合について規定したものである。

すなわち、医療機関は検疫所長に患者の現状について通知するのみで、隔離の解除を行うのは隔離の措置を採った検疫所長が行うものである。

また、隔離の解除については、隔離の措置を受けている本人又はその保護者から請求できるものとし、これを受けた検疫所長は一類感染症及び新型インフルエンザの場合には病原体の保有について消失を確認することを、本条第 4 項及び第 5 項で規定している。

5 患者が死亡した場合

本条第 3 項では、患者を対象とした対人措置である。したがって、当該患者が死亡の転帰をとったときは、その措置が解除されることは自明の理であるため、特に規定されていないものである。

第 16 条（停留）

第 16 条 第 14 条第 1 項第 2 号に規定する停留は、第 2 条第 1 号に掲げる感染症

の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関又は第1種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第1種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託し、又は船舶の長の同意を得て、船舶内に収容して行うことができる。

- 2 第14条第1項第2号に規定する停留は、第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関若しくは第2種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であって検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。
- 3 前2項の期間は、第2条第1号に掲げる感染症のうちペストについては144時間を超えてはならず、ペスト以外の同号又は同条第2号に掲げる感染症については504時間を超えない期間であって当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間を超えてはならない。
- 4 検疫所長は、第1項又は第2項の措置をとった場合において、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、直ちに、当該停留されている者の停留を解かなければならない。
- 5 第1項又は第2項の委託を受けた病院又は診療所の管理者は、第14条第1項第2号の規定により停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、検疫所長にその旨を通知しなければならない。
- 6 第14条第1項第2号の規定により停留されている者又はその保護者は、検疫所長に対し、当該停留されている者の停留を解くことを求めることができる。
- 7 検疫所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

本条は、一類感染症及び新型インフルエンザの病原体に汚染したおそれのある者を法第14条の規定により停留に付す場合の事項を規定したものである。停留は、前条の隔離と相違して、健康な状態にある者を定期間停めておくものである。

1 停留の意義

IHR 第1条（定義）には、“quarantine” 「検疫拘束」とは、「感染又は汚染が拡がる可能性を防止するための方法として、発病していないが感染したおそれのある対象者又は感染したおそれのある対象手荷物、コンテナ、輸送機関若しくは物品を他から分離すること、及び／又は、活動を制限することをいう。」と規定（※検疫拘束を停留と解釈）」されている。停留は、隔離とは用語は異なるがその意味するところは同じで、ともに一定の場所に収容して他との交通を絶つことで、目的は感染症の伝播を防ぐものである。また、停留措置は、隔離措置と同様に即時強制である。

2 汚染したおそれ

第14条の解説を参照されたい。なお、感染した人や動物、あるいは汚染された環境と接触して感染の機会を持った者を接触者というが、この場合は「汚染したおそれ」に該当する。

3 収容期間

停留の措置に付す場合、収容期間を定めて行うこととなっており、その期間は本条の第3項に示す時間を超えてはならないこととなっている。この時間は、それぞれの検疫感染症の潜伏期間を示している。潜伏期間 (incubation period) とは、ある病原体に接触してから、問題となる疾患の症候を初めて発現するまでの期間、また、媒介動物の場合は最初の伝播が可能となるまでの期間をいう（「感染症予防必携 第2版」を参照されたい※）。潜伏期間は、感染症の種類によって異なり、同一の感染症でも個人差がある。

※法第2条「表1：検疫感染症一覧」を参照されたい。

4 期間の始点

停留に付する場合の開始点を大別すると、①感染症の危険にさらされた最後の日時から、②汚染地区出発の日時から、③汚染した船舶等を降りた日時から、となっている。この開始点から、本条第3項に掲げる時間内で適用されるため、特に「収容期間を定めて」とされているのである。

5 停留の場所

本条では、原則として、法第2条第1号に掲げる病原体に感染したおそれのある者の停留は、感染症法に規定する特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に、入院を委託して行うことができることを規定したものである。

なお、法第2条第2号に規定する新型インフルエンザ等感染症についてのみ、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関に入院を委託して行う、又は宿泊施設の管理者の同意を得た場合に宿泊施設内での停留が認められている。

6 船内停留

本条のただし書では、船内停留に例外規定を設けている。しかし、これはやむを得ない場合に、船舶の長の同意を得て、行うもので、「検疫法の公布について」（昭和26年12月27日付け厚生省発衛216号事務次官通知。以下「昭和26年次官通知」という。）においても、極めて限定的なものである。「やむを得ない場合」としては、立法当時考慮されたものとして、船員法に規定されている「在船義務」等、船員法、海上衝突予防法、その他関係法規に基づく船舶の保安上、当該船舶内にとどまるこを必要とする要員に対するもの等が挙げられる。

7 停留の解除

この条の第4項及び第5項は、法第14条第1項第2号の規定により停留の措置を受けている者の停留を解除する場合について規定したものである。

すなわち、医療機関は検疫所長に患者の現状について通知するのみで、停留の解除を行うのは停留の措置を採った検疫所長が行うものである。

また、停留の解除については、停留の措置を受けている本人又はその保護者から請求できるものとし、これを受けた検疫所長は、一類感染症及び新型インフルエンザの場合には病原体の保有について消失を確認することを本条第6項及び第7項で規定している。

第16条の2（審査請求の特例）

第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であって当該隔離の期間が

30日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。次項及び第3項において同じ。）をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離された日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法に基づき検疫所長に審査請求をし、かつ、当該隔離の期間が30日を超えたときは、検疫所長は、直ちに、事件を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により事件が移送されたときは、はじめから、厚生労働大臣に審査請求があつたものとみなして、第3項の規定を適用する。
- 6 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は第3項の裁決（隔離の期間が30日を超える者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

本条は、本法により隔離の措置を受けている者又はその保護者が、その隔離措置が適切であるかどうかについての審査を厚生労働大臣に請求できる権利について述べたものである。

請求先は厚生労働大臣若しくは検疫所長となっており、請求された場合には決められた期限内に裁決しなければならないこととなっている。

なお、本条第6項における審議会等とあるのは、具体的には政令第1条の4に疾病・障害認定審査会と規定されている。

第17条（検疫済証の交付）

- 検疫所長は、当該船舶等を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたときは、当該船舶等の長に対して、検疫済証を交付しなければならない。
- 2 検疫所長は、船舶の長が第6条の通報をした上厚生労働省令で定めるところにより厚生労働省令で定める事項を通報した場合において、これらの通報により、当該船舶を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたときは、あらかじめ、当該船舶の長に対して、検疫済証を交付する旨の通知をしなければならない。

本条は、検疫を行った結果、異常がないと認めた場合、検疫所長は検疫済証を交付すべき旨を規定したものである。検疫済証の効果は、既に述べたごとく法第4条、第5条の制限を解除し検疫の終了を意味するものである。

1 検疫済証

本法の規定により、検疫の対象となる船舶等に対して、検疫感染症の予防上必要な措置を探すこととなっている。その結果、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めた場合、検疫所長が当該船舶等の長に対して、交付しなければならない証書である。施行規則第5条により様式が定められて

いる。

2 交付する相手

検疫済証は、「検疫を行った船舶等の長に対して交付すること」と規定している。当該船舶等に乗っている人々又は積んである物に対して、個々に交付するとは規定されていない。この考え方は、検疫は原則として、検疫感染症が船舶等を介して国内に侵入することを防止するものであるから、船舶等、あるいはそれに乗っている人々、積んである物に対して、個々に行うべき性質のものではなく、一体的関連の下に行うべきものである。

また、船舶等の長は、船員法、航空法等の規定により、指揮命令権、懲戒権、秩序の維持権等のごとき統括的権限を有している。これらを勘案して、船舶等の長に交付することとしているのである。

なお、法令上「交付」とは、一般的には「物の所持を他人に移転することをいう」と解説されている。したがって、この場合は、検疫済証を船舶等の長に渡すことによって、その証書の所有権が移転するものである。

3 検疫済証の効果

検疫済証の交付を受けると、法第4条及び第5条の制限は解除され、かつ、国内にいる限り再び検疫措置を受けることはない。検疫終了後に船舶等内に検疫感染症患者が発生したとしても、この場合は、感染症法の規定によって措置されることとなる。

4 交付対象

検疫所長が当該船舶等を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認める船舶等が交付対象である。すなわち、健康船舶等、汚染船舶等であっても、所要の措置が終わり、患者その他を船舶等から特定医療機関などに収容し、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認められる場合、検疫済証の交付は可能であるが、一般的には、次条規定の仮検疫済証によるべきである。検疫済証を交付することは、検疫拘束を解除することであるから、その適正な運用を失すれば病原体の国内侵入に対する危険を招来するので、慎重に行う必要がある。

5 無線検疫

いわゆる無線検疫制度とは、一定の条件が整った場合には、検疫所長が検疫済証の交付に先立ち、検疫済証を交付する旨の通知を行うものである。IHR 第28条（入港地点の船舶及び航空機）第3項にも、無線検疫制度の推進が規定されている。

「無線検疫制度の運用について」（昭和45年12月11日付け衛発第871号公衆衛生局長通知）の別紙「無線検疫手続大綱」第二の第1号の第7項に「1の通報を行った船舶の長は法第6条に定める検疫前の通報を併せて行ったものとみなす」とあり通報の義務を免除するよう規定している。

法第17条第2項の通報（施行規則第5条の2）は、法第6条の通報が義務であるのとは異なり、船舶の長の任意によるものであり、通報がない場合には無線検疫ができず、臨船（着岸）検疫となる（ただし無線検疫による検疫が可能ならば、第2項の通報を行うよう指導することが必要である。なお本条第2項における通報は、検疫所（支所及び出張所を含む。）の長に、船舶を入れようとする港に到着する前36時間以内にしなければならない。）。

通報の方法、通報事項は、検疫法施行規則第5条の2に規定されている。通報の方法としては時間的な事項、通報の手段について、また通報事項は、検疫所長が的確な判断を行うに足る事項について定められている。

検疫所長は、通報された事項により当該船舶を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないかどうかを判断する。この場合、「これらの通報により」となっているが、「通報のみにより」の意ではなく、判断に際しては国際的な感染症情報、当該船舶の過去の実績などを勘案して総合判断が行われるべきである。

検疫所長が検疫済証を交付する旨の通知を行うのは、当該船舶を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがない（若しくはほとんどない）と認めた場合のみである。これは、検疫済証（仮検疫済証）の交付の要件と同一である。したがって、若干でも疑念を残す場合には、検疫所長は、検疫区域で検疫を行う旨の通知をすべきである。

従来は検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないときにのみ、無線検疫による対応となっていたが、「無線検疫手続大綱」及び「無線検疫通報電報要領」の改正について（平成15年10月31日付け健発第1031001号・食安発第1031001号健康局長・食品安全部長通知）により、現在は仮検疫済証を発行する（国内に侵入するおそれがほとんどない）場合においても無線検疫により対応している。

第18条（仮検疫済証の交付）

検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。

- 2 前項の場合において、検疫所長は、検疫感染症（第2条第2号に掲げる感染症を除く。）の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券の提示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができる。
- 3 検疫所長は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対し、保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他検疫感染症の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。第5項及び第26条の3において同じ。）に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。
- 4 第1項の場合において、検疫所長は、第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、第2項に規定する旅券の提示を求め、若しくは当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、又は検疫官をしてこれらを求めさせることができる。
- 5 検疫所長は、前項の規定により報告された事項を同項に規定する者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

本条は、検疫を行った結果、入港、着陸、人の上陸又は物の搬出を行わせてもほとんど危険がないと認められる場合は、仮検疫済証を交付して、これを行わせができる旨、規定したものである。

1 仮検疫済証の制度

我が国の検疫史上、仮検疫済証が制度化されて採用されたのは、本法が最初である。現行のように、一港検疫制度を採用すると船舶等の運航上には多大の利便を与えることとなる。その反面、予防上には各種の問題が生じてくる。我が国の近隣地域には、検疫感染症の流行地又は常駐地が存在し、我が国はそれらの地域と貿易など種々の密接な関係を持っている。検疫感染症の潜伏期間に、それらの地域から来航し得る状態においては、潜伏期間にある者の診断方法が確立されない限り、完全な一港検疫制度を探ることは困難である。一港検疫制度の趣旨を踏まえつつ、予防上の欠陥を生じないようにするためにには、検疫済証のほかに何らかの方法を講ずる必要が生じ、ここで考えられたのが仮検疫済証の制度である。

2 仮検疫済証の交付

仮検疫済証を交付し得る場合は、検疫済証を交付することができなくとも、「当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがある」と認められたとき」となっている。これに該当する具体的な場合は、①検疫感染症の潜伏期間にあると認められるものが乗っている場合、②検疫感染症感染の有無についての検査が続行されていて、その結果が判明するまでの間の者がある場合とが挙げられる。この①については、感染症流行地から当該感染症の潜伏期間に来航した者及び汚染船舶等に乗っていた接触関係者で、潜伏期間を経過していない者のある場合が考えられる。これらに該当するものが乗っているときは、一応の診察検査で何らかの異常を発見し得ない状態であっても、なおかつ、安全性を確認するには一定日時を要する。このような場合に仮検疫済証が交付されるのである。したがって、昭和 26 年次官通知の第二「検疫に関する事項」に示されるとおり、遺憾のないよう注意を払っているものである。

3 一定の期間

仮検疫済証を交付する場合は、一定の期間を付することになっている。この期間は、後述の仮検疫済証を失効させる上で重要な関係を有するものであり、施行規則第 6 条でこの付される期間を明らかにしている。この期間は、①検疫感染症の潜伏期間に該当するものと、②病原体の検査に要する期間に該当するものとで、これは仮検疫済証の交付要件に合わせているものである。ただ、この潜伏期間に該当する期間の起算点は、法第 16 条の解説 4 の期間の始点と同じである。

4 仮検疫済証の効果

船舶等の長が仮検疫済証の交付を受けると、当該船舶等に対する法第 4 条、第 5 条の制限は解除される。この点では検疫済証との差はないが、検疫済証は一旦交付されれば、国内にある限り再び検疫措置を受けることはないのに対し、仮検疫済証では、それに付された一定の期間内に検疫感染症の発生その他検疫感染症の病原体に汚染している事実が発生すると仮検疫済証が失効する。すなわち、検疫前の状態に引き戻され、再び検疫を受けるか又は港外等に退去するかのいずれかによらなければならぬ点が異なっている。

しかし、仮検疫済証に付された一定の期間内に全く異常が発生しないで経過すれば、自動的に検疫済証に切り替えられるものである。これは、仮検疫済証の様式中にも、また昭和 26 年次官通知の第二「検疫に関する事項」の 8 にも示されている。

5 仮検疫済証の様式

仮検疫済証も、検疫済証と同様に検疫を受けた書証として発行される文書として、その重要性から施行規則第6条で様式統一がなされている。

6 健康監視の措置

この内容の根拠となるものは、IHR 第31条（旅行者の入域に係る保健上の措置）第2項（c）の規定である。「監視」の定義については、法第16条の解説1の停留の意義（3）対人監視を参照されたい。

監視の期間については、「監視」が感染症の二次感染等の予防上必要な措置として行われることから、その期間は、当該感染症の潜伏期間、すなわち停留措置の収容期間と同一と理解される。

監視は、万一不幸な事態が発生しても、必要な措置が的確、かつ、迅速に採れることができるようにになっている。しかし、行動の自由を制限しないものであるため、若干の危険を伴うことは当然考慮されているものと考えられる。すなわち、国内防疫態勢が整備されていないと、この措置は採用しがたいものであり、検疫所と国内防疫との緊密な連携の下に行われる措置である。

本条第2項及び第4項に基づき、「健康監視」の対象者に対して、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢等の報告を求めることができるが、第2項は、法第2条第1号及び第3号の検疫感染症に関して、「健康監視」の期間中に体温その他の健康状態について報告を求めたり、質問を行うのは検疫所長（検疫官）とされているが、第4項は、法第2条第2号の新型インフルエンザ等感染症に関して、「健康監視」の期間中に体温その他の健康状態について報告を求めたり、質問を行うのは都道府県知事等（当該地方自治体の職員）とされている点が大きな相違点であり、これは感染症法第15条の3第1項に規定されている。

なお、本条の第2項の規定により停留されない者に対して指示を行ったとき及び第4項の規定により報告された事項については、速やかに本人の行先地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長、特別区にあっては区長）に対し通知に定める様式の通報書に必要な事項を記載してこれを通報するとともに、本人に対しても「指示書及び確認証の様式について」（昭和33年12月15日付け衛発第1143号公衆衛生局長通知（以下「昭和33年公衆衛生局長通知」という。）で定める様式（別紙1）の指示書を交付しなければならない。

7 指示の実施手続

IHR 第31条（旅行者の入域に係る保健上の措置）には、「差し迫った公衆の保健上の危険の証拠が存在する場合、参加国は、自国の法律に従いかかる危険を管理するのに必要な範囲で、次のものを受けよう当該旅行者に強制又は第23条第3項に従い助言することができる。」と規定されている。したがって、本条でも、IHRの内容に沿って、体に異状を生じた場合は、保健所その他の医療機関で診察を受けること等、検疫感染症の予防上必要な事項を指示できるようになっている。

検疫感染症流行地域より来航した者に対して、「質問票及び健康カードの取扱いについて」（平成19年5月30日付け健感発第0530007号結核感染症課長通知）別紙様式2で定める「健康カード」を交付するが、これは予防上、遺憾のないよう図ることを目的としているものである。

8 その他検疫感染症予防上必要な事項

本人が行先地を変更した場合の通報、又は日常における注意事項等である。

なお、IHR 規定の監視の措置に対応する部分を本条に入れた理由は、この指示が仮検疫済証制度の運用面とその効果を期待する面との関係で、この監視措置は欠くことのできないものと考えられるからである。

第19条（仮検疫済証の失効）

- 仮検疫済証の交付を受けた船舶等に、前条第1項の規定により定められた期間内に、検疫感染症の患者又は検疫感染症による死者が発生したときは、当該仮検疫済証は、その効力を失う。この場合においては、当該船舶等の長は、直ちに、その旨を最寄りの検疫所長に通報しなければならない。
- 2 仮検疫済証を交付した検疫所長は、当該船舶等について更に第14条第1項各号に掲げる措置をとる必要があると認めたときは、前条第1項の規定により定めた期間内に限り、当該仮検疫済証の効力を失わしめることができる。この場合においては、当該検疫所長は、直ちに、その旨を当該船舶等の長に通知しなければならない。
- 3 前2項の規定により仮検疫済証が失効した場合において、当該船舶が港内に停泊中であり、又は当該航空機が国内の場所（港の水面を含む。）に停止中であるときは、第1項の通報を受けた検疫所長又は当該仮検疫済証を交付した検疫所長は、当該船舶等の長に対し、当該船舶等を検疫区域若しくはその指示する場所に入れ、又は当該船舶を港外に退去させ、若しくは当該航空機をその場所から離陸させ、若しくは離水させるべき旨を命ずることができる。

本条は、仮検疫済証が効力を失う場合及びその効力が失われたときに、検疫所長又は船舶等の長が採るべき措置等について規定したものである。仮検疫済証が失効する場合は極めてまれなことと考えられるが、失効の場合は当該船舶等が国内にあって、しかも人の交通又は物の搬出が行われている状態であるから、その措置を誤ると国内に重大な損害を与えるので、この取扱いについては十分な注意を要する必要がある。

1 失効する要件

仮検疫済証が効力を失い又はその効力を失わせようとする場合には、当該仮検疫済証に付された一定の期間内でなければならない。これは前条で説明したとおり、この期間が経過すると自動的に検疫済証と同様の効力を有することとなるので、その後においては失効に該当する事例が発生しても、失効させることはできない。更にこの期間内に、次のいずれかが満たされる必要がある。①当該船舶等に検疫感染症の患者若しくは死者が発生するか（第1項）、又は②継続中の検査の結果、検疫感染症の病原体が発見された場合、あるいは当該船舶等から上陸した者に、検疫感染症の患者若しくは死者が発生した等の事実があつて、検疫所長が法第14条第11項各号に掲げる措置を採る必要を認めた場合（第2項）である。

2 失効し又は失効させた場合の措置

失効する場合は、自動的な場合と他動的な場合とがある。前者は第1項に、後者は第2項にそれぞれ規定されている。いずれの場合でも、仮検疫済証が失効した場合には、当該船舶等が港内又は国内の場所にいるときは、検疫を受け直すか、又は港外へ若しくはその場所から退去或いは離陸・離水することとなる。

また当該船舶等が航行中である場合には、失効の通知とともに再び検疫を受ける必要が生じた旨を連絡し、同時に関係各方面に対し所要の連絡を取る必要がある。

3 退去

検疫措置を望まない船舶等が取る行動で、ここで離陸と離水を区分しているのは、通常の滑走路を使用する航空機と水上機の場合を考えているためである。

4 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条第3項は適用しない（法第4条の解説12を参照されたい）。

第20条（証明書の交付）

検疫所長は、第14条第1項各号の1に掲げる措置又は同条第2項の指示をした場合において、当該船舶等の長その他の関係者から求められたときは、その旨の証明書を交付しなければならない。

本条は、第14条に規定する各種の措置を採った場合、関係者から要求のあった時には、検疫所長はその事実を証する証明書を交付すべき旨を規定したものである。

1 証明事項の範囲

法第14条第1項各号の措置及び第2項の指示にかかる証明で、IHR第40条の趣旨に沿ったものである。

2 証明書の様式

施行規則第7条に、船舶衛生管理に関する証明書及び予防接種に関する証明書の様式に関する定めはあるが、その他については定められていない。この理由は、船舶の衛生管理と予防接種に関する証明書は、交付を受けた後一定の期間検疫上利用する面を考慮した結果によるものである。その他のものは、個々には重要なものであるとしても、特定の期間利用されるとは考えられないので、要求に応じ、検疫所長の責任において、任意様式により、検疫所長が、要求者の求める内容を記述して交付するようにされているものである。

3 交付の対象

本条では、証明書の交付対象を、船舶等の長、その他関係者としているが、その他の関係者の範囲については明示していない。本条で規定しているものも、おおよそこの範囲であると考えられるが、法第14条に掲げる措置又は指示に対して、直接又は間接を問わず、利害関係、事業上の関係、その他当該措置に何らかの関係を有するものを指しているものと解される。

4 無料交付

この場合の証明書交付は、手数料の規定を置いておらず、無料で交付することとされている。

第21条（検疫港以外の港における検疫）

次に掲げる要件のすべてを満たしている船舶の長は、第4条の規定にかかわらず、検疫を受けるため、当該船舶を検疫港以外の港に入れることができる。ただし、あらかじめその港の最寄りの検疫所の長の許可を受けた場合に限る。

一 検疫感染症が現に流行し、又は流行するおそれのある地域として厚生労働省令で

- 指定する外国の地域を発航し、又はその地域に寄航して来航したものではないこと。
- 二 航行中に、前号に規定する外国の地域を発航し又はその地域に寄航した船舶又は航空機（検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶又は航空機を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだものではないこと。
- 三 航行中に検疫感染症の患者が発生しなかったこと。
- 四 医師又は外国の法令によりこれに相当する資格を有するものが船医として乗り組んでいること。
- 五 ねずみ族の駆除が十分に行われた旨又はねずみ族の駆除を行う必要がない状態にあることを確認した旨を証する証明書（検疫所長又は外国のこれに相当する機関が6箇月以内に発行したものに限る。）を有すること。
- 2 船舶の長は、前項ただし書の許可を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項を通報して申請しなければならない。
- 3 検疫所長は、第1項ただし書の許可の申請を受けたときは、すみやかに、許可するかどうかを決定し、これを当該船舶の長に通知しなければならない。
- 4 第1項の船舶の長は、当該船舶を検疫港以外の港に入れたときは、直ちに、当該船舶をその港の区域内の検疫所長が指示する場所に入れなければならない。
- 5 第9条及び第10条の規定は、第1項の船舶が前項の規定により指示された場所に入った場合に準用する。
- 6 検疫所長は、第1項の船舶が検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認めるとき、又は当該船舶を検疫港に回航させた上更に第13条に規定する診察若しくは検査を行う必要があると認めるときは、当該船舶の長に対し、その理由を示して、その港における検疫を打ち切ることができる。
- 7 前項の規定により検疫港以外の港における検疫が打ち切られたときは、当該船舶の長は、直ちに、当該船舶を港外に退去させなければならない。
- 8 第20条の規定は、検疫所長が第6項の規定により検疫を打ち切った場合に準用する。

本条は、一定の要件を具備している船舶に対し、所要の手続を経たものは、当該船舶について検疫港以外の港においても、検疫を行うことができる旨を規定したものである。したがって、既に述べてきた通例の手続によって行われる検疫に対して、特例的なものである。

1 特例を設けた理由

この規定を設けた当時の検疫指定港の数は37港、関税法に基づく開港数は66港であった。このため、外国から来航する船舶が、国内の港に入る場合、関税法上支障がないにもかかわらず、検疫法上入港できない不便を生じることがあった。これは、検疫指定港が、開港数より下回っていたことによる不便で、このため検疫港の指定を求める陳情が後を絶たない状況であったようである。このため、当時の検疫所の陣容で、しかも技術的な面からも支障を生じない程度で、この不便を多少なりとも緩和するため考慮されたのがこの特例である。

2 要件

本条に規定する特例措置を受けようとする船舶は、一定の条件を備えていなければならない。検疫港は、業務を行う上で必要な人的、物的（設備的）な面を整備しているが、この特例的措置を行う港においては、それらを欠いている。したがって、

取り扱う船舶を限定する必要があるため、一定の条件を付しているのである。

法令上、「要件」とは、一般的には「特例の法律上の行為をするために必要な前提条件のことをいう」と解説されている。したがって、この場合、本条第1項各号に示されている各種の条件が要件となる。

3 「最寄り」について

「最寄り」は、一般的には、①管轄権のある、②手近な、都合の良い、という二つの意味に使用される。それぞれの検疫所には、設置されている港以外にある一定の区域を管轄する旨の規定はないので、この場合には、②に示した意味と解する。

4 現に流行し、又は流行するおそれのある地域

本条でいう流行地域は、一見、法第14条でいう、「流行している地域」と混同されるおそれがあるが、内容的には、多少相違する。すなわち、法第14条で規定される検疫感染症の流行地域とは、WHOの感染症情報等に基づき結核感染症課長通知で指定する地域に当たるものである。本条の厚生労働省令で指定するものは、本条の特例措置を行うために特に定めた地域を指すもの（施行規則第7条の2）である。したがって、必ずしも両者は一致しない。

上記の流行地域を発航（寄航）して来航する船舶は、発航（寄航）から来航するまでの期間にかかわらず、本条を適用できない。

5 医師、船医

この条の第1項に規定する条件の一つに、医師の乗組みを挙げている。医師とは、医師法の規定によるものを指しているが、外国人医師は、我が国の医師法の適用は受けないので、「外国の法令によりこれに相当する資格を有する者」についても認めている。

船医という呼称は法的にはなく、船舶に乗り込んで旅客又は乗組員の診察に専従する医師を、通常船医と呼んでいる。したがって、旅客として乗り込んでいる医師は、船医とは呼ばない。

今日の船舶には客船等の一部の船舶を除いて、医師の乗組んでいる船舶はほとんど見られなくなった。このため、本条の適用を受けられる対象船舶はほとんどない。

6 ただし書の許可

本条第1項ただし書の検疫所長の許可を受けようとする場合は、第1項各号の条件を満たし、第2項の規定により施行規則第7条の3第1項に示される事項を通報して、申請する必要がある。さらに、施行規則第7条の3第2項の規定により、当該船舶を入れようとする港に到着する前24時間～12時間の間に申請しなければならない。この時間的な制約は、情報ができる限り最新のものであること、申請によって許可した場合、現地に検疫官が出張するために必要な時間を加味することの点から示されたものである。

7 通報方法

本条第2項の規定による申請をする場合、その方法は無線通信によって行われるのが通例である。この通信が検疫所に送られるためには、いずれの検疫所も無線施設を有しない現在では、海上保安庁の公務通信を利用するか、あるいは電報を利用することとなる（当該船舶がFAXを有する場合は、衛星回線を使用してFAXによる

ことも可能)。電報の場合、当該船舶から直接検疫所に届く場合もあるし、船舶会社、代理店等を介して届く場合もあるが、その経路、方法はいずれであっても支障はない。

なお、本条の申請であるが、国の機関である検疫所の長に対して許可を求めるものであり、申請となる。

8 許可の申請に対する検疫所長の回答

この特例的措置を受けようとする船舶は、航行中の状態で申請を行うので、その回答によっては航路の変更、荷役の手配、その他種々の事項に影響を与える。したがって、本条第3項では、申請があった場合、検疫所長は許可を与えるか否かを、速やかに申請を行った船舶の長に通知する義務を負っている。この際の回答方法は、前述の申請手続きとは逆の順序で、若しくは他により良いと考えられる方法によって行うこととされている。

9 検疫所長が指示する場所

前述の手続によって許可を受けた場合、当該船舶を検疫所長が指示した場所に入れなければならない。この場合、検疫所長は、当該港の関係機関と緊密な連絡を取って、適当な場所を選定の上、入港場所を指示しなければならない。

10 入港後の手続

許可を受けて検疫港以外の港に船舶を入れた場合、法第4条の制限は解除されるが、法第5条の制限は検疫済証等の交付を受けない限りにおいて残されている。したがって、入港後も、上陸、荷役等は検疫終了までできず、また、本条第5項の規定によって検疫信号を掲揚しなければならない。この際における検疫開始の手続は、第5項に示されているとおり、検疫港に入った場合と同様である。

11 検疫の打ち切り

当該船舶が、検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれがあるものと認められたり、詳細な診察を行う必要があると認められた場合には、検疫所長は、その港における検疫を打ち切ることができる。この「打ち切り」とは、本法の執行状態又はある事態の進行若しくは継続を一時止めるという意味の「停止」とは相違するものである。すなわち、ここではその港での検疫を一切停止するものである。したがって、打ち切りと同時に入港の許可が取り消された状態となり、当該船舶は、検疫港に回航し、検疫を受け直さない限り、国内の港に入ることができないこととなる。

12 退去義務

本条第7項の規定により検疫港以外の港における検疫を打ち切られるとその場所から退去しなければならない。これは、検疫感染症の予防上当然のことである。この場合、打ち切られた旨の証明書交付の求めがあれば法第20条の規定を準用してその旨の証明書を交付しなければならない。

13 検疫港を適用除外している理由

この規定において一定の要件を備える船舶は、直接入港する便宜を与えられるにもかかわらず、検疫港ではこれが行われない点について均衡を欠いていると思われる。

しかしながら、検疫港においてこれを実施するとなると、①無線による検疫済証の問題と絡むこと、②検疫港においては検疫区域に入れば、直ちに検疫が行なわれること、③事情によっては、検疫所長が適宜の場所を指示することができること等の理由から、特に不便を与えないで済むものと考えられるので、直ちにこの方法を検疫港にまで及ぼさなかったものである。

1.4 航空機を適用除外している理由

この特例措置は、船舶に対してのみ考慮され、航空機は除外されている。これは、①船舶にみられるような問題が起こっていないこと、②航空機のごとく速力の速いものに対しては、適用することが困難であることの2点から、当時の段階では、適用から除外したものである。

※ 法第21条第1項第5号に示す、ねずみ族の駆除が十分に行われた旨又はねずみ族の駆除を行う必要がない状態にあることを確認した旨を証する証明書については、法第25条の解説を参照されたい。

第22条（第4条第2号に該当する船舶等に関する特例）

第4条第2号に該当する船舶又は航空機（同時に同条第1号にも該当する船舶又は航空機を除く。）の長は、当該船舶又は航空機の性能が長距離の航行に堪えないため、又はその他の理由により、検疫港又は検疫飛行場に至ることが困難であるときは、第4条の規定にかかわらず、検疫を受けるため、当該船舶を検疫港以外の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、若しくは着水させることができる。

- 2 前項の船舶又は航空機の長は、当該船舶を検疫港以外の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、若しくは着水させたときは、直ちに、最寄りの保健所長に、検疫感染症の患者の有無、第4条第2号に該当するに至った日時及び場所その他厚生労働省令で定める事項を通報しなければならない。ただし、当該船舶又は航空機の長が、あらかじめ、最寄りの検疫所長にこれらの事項を通報した場合は、この限りでない。
- 3 前項の通報を受けた保健所長は、当該船舶又は航空機について、検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置をとることができる。
- 4 第1項の船舶又は航空機については、第5条ただし書第3号に規定する許可は、保健所長もすることができる。
- 5 第1項の船舶又は航空機であって、当該船舶又は航空機を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがない旨の保健所長の確認を受けたものについては、第4条及び第5条の規定を適用しない。
- 6 第9条及び第10条の規定は第1項の船舶の長が第2項ただし書の通報をした後当該船舶を検疫港以外の港以外の港に入れた場合に、同条の規定は第1項の航空機の長が第2項ただし書の通報をした後当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、又は着水させた場合に準用する。

本条は、法第4条第2号に該当するに至った船舶等（同条第1号にも該当するものを除く）について、特別な理由があるものに対しては検疫港以外の港又は場所においても検疫を行う旨を規定したものである。

法第4条第2号に該当する船舶等には、業務の遂行上、必要な場合や人命救助のためによるものなど種々様々なものが含まれる。それらの業務の円滑な遂行を図り、か

つ、検疫感染症の予防上、支障のないようにするためにには、特別な取扱い方法を設ける必要が生ずることに起因している。

1 適用除外

航行中において海難救助等にあたる船舶などは、必ずしも本邦の領域内のみを航行区域として運航されているものとは限らない。したがって、外国を発航し又は寄航した船舶等が、来航する途上において海難救助等を行うことも考えられる。この場合、かかる船舶等は、当該検疫港等に入る予定で運航されているので、これらに對しては特例的措置の枠から除外しても支障を生じない。

2 特例的措置を受ける場合の限定措置

条文中の「船舶又は航空機の性能」とは、当該船舶等の装備あるいは能力のことを示すものである。海難救助あるいは海上における犯罪の捜査、鎮圧のために使用されている船舶等は、必ずしも長時間の航行に耐えるもののみとは限らない。また、現地の漁船等が動員される場合もあれば、ヘリコプターが使用されることもある。したがって、この特例的措置を受ける理由として第一に性能という物理的理由が挙げられる。第二の理由として救助の期間的関係あるいは刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の関係（第 203 条第 1 項：司法警察員は、・・・留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から 48 時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。（抜粋））など他機関の行政措置に支障をきたす場合等の理由が挙げられる。

3 船舶等の長の通報義務

検疫港等以外の場所に入港をした場合、当該船舶等の長は、本条第 2 項の規定により直ちに施行規則第 7 条の 4 に定められた事項を、適宜の方法で最寄りの保健所長に通報する義務を負っている。

4 保健所長の措置

本条第 2 項の規定による通報を受けた場合、当該船舶等に対して保健所長は検疫感染症の予防上必要な措置を探ることができる。この場合、法第 4 条の制限（入港の禁止）は解除されているが、いまだ上陸、物の荷揚げは禁止されている状態にあり、当該船舶等を解して検疫感染症の病原体が国内に侵入しないよう必要な検査、消毒等の措置を探る必要がある。

しかし、この措置は、検疫法に規定する業務範囲に限定されている。また、この場合でも法第 5 条ただし書第 3 号に規定する許可を要する事例も考えられるので、第 4 項が加えられている。

5 確認証の交付

保健所長が検疫感染症の予防上必要な措置を探った結果、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めた場合は、昭和 33 年 12 月 15 日付け公衆衛生局長通知衛発 1143 号の別紙（3）様式による確認証（様式ロ）を交付しなければならない。この確認証の様式は、検疫済証とは別の様式ではあるが、検疫済証と同様の効果が認められている。

6 執行権者の限定

この条の特例的措置は検疫港以外の場所において行なわれる業務を規定したもの

のである。したがって、検疫所が設置されていない場所であるため、検疫所長ではなく保健所長に対する規定のみとなっている。

7 費用負担

保健所長が検疫感染症の予防上必要な措置を採る場合、検疫として行われるものであり、検疫業務が国の機関によって行われる原則からも、当然国の機関が実施すべきものを保健所長に委任する結果となるので、その費用は国が負担すべきものとなる。詳細は法第33条を参照されたい。

第23条（緊急避難）

検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けていない船舶等の長は、急迫した危難を避けるため、やむを得ず当該船舶等を国内の港に入れ、又は検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、若しくは着水させた場合において、その急迫した危難が去ったときは、直ちに、当該船舶を検疫区域若しくは検疫所長の指示する場所に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機をその場所から離陸させ、若しくは離水させなければならない。

- 2 前項の場合において、やむを得ない理由により当該船舶を検疫区域等に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機をその場所から離陸させ、若しくは離水させることができないときは、船舶等の長は、最寄りの検疫所長、検疫所がないときは保健所長に、検疫感染症の有無、発航地名、寄航地名その他厚生労働省令で定める事項を通報しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた検疫所長又は保健所長は、当該船舶等について、検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置をとることができる。
- 4 第2項の船舶等については、第5条ただし書第3号に規定する許可は、保健所長もすることができる。
- 5 第2項の船舶であって、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどない旨の検疫所長又は保健所長の確認を受けたものについては、当該船舶等がその場所にとどまっている限り、第5条の規定を適用しない。
- 6 前4項の規定は、国内の港以外の海岸において航行不能となった船舶等について準用する。
- 7 検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けていない船舶等の長は、急迫した危難を避けるため、やむを得ず当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出した者があるときは、直ちに、最寄りの保健所長又は市町村長に、検疫感染症の患者の有無その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

本条は、急迫した危機に遭遇した船舶等がその難を避けるための必要な措置及び検疫所長、保健所長が所要の措置を講ずるべき旨を規定したものである。

1 緊急避難の規定理由

従来、正当な理由に基づく緊急避難に対しては、違法性が阻却されることとなっている（刑法（明治40年法律第45号））。したがって、緊急避難そのものについて、規定する必要性を認めなかった。

しかし、緊急避難によって検疫感染症の病原体が国内に侵入する危険が考えられるとすれば、緊急避難の事態に対応しつつ、かつ検疫感染症の予防上にも遺漏のな

いよう規定する必要性が生じるためである。

2 急迫した危難の種類

本条で「急迫した危難」とあるのは、具体的には生命、自由、財産等に対して災難が差し迫った事情又は事態にあり、直ちに臨機の措置を探る必要のあるもの、例えば荒天、火災、損傷等不測の事態をいう。「急迫」という語は、緊急又は切迫とも表現されるが、一般的には法律上特例規定を作る場合に多く用いられ、差し迫った種々の事情がある場合に用いられる。

3 特例的措置の考え方

急迫した危難、すなわち荒天、火災、損傷あるいは燃料、食料、飲料水の欠乏等早急に非常事態を解消する必要性が生じたため、やむを得ず所要の措置を探る場合は、違法性が阻却されるので、法第4条及び第5条の規定が運用されない場合が起こる。

順を追って考えると、

第一段階：法第4条の制限を解除して入港を認める。

この措置のみでは処理し得ない場合

第二段階：当該船舶等に対し、検疫感染症の予防上必要な措置を探つて、その場所にとどまっている限り法第5条の制限を解除する。

以上の手続を踏む時間的、空間的余裕のない場合

第三段階：法第4条、第5条の規定にかかわらず入港、物の運び出し等も行える。

第三段階の場合、国内防疫に全てを委ねており、国内における危険の発生防止に十分注意が払われるよう立法されている。

4 一時避難の場合の措置

本条では、荒天その他の正当な理由によって、例えば台風が通過するまで一時避難をし、通過後は運航を継続するような場合の要求を満たすため第1項の規定があり、法第4条の制限を緩和している。避難の事由が解消したときは、直ちに当該船舶等を検疫区域又は検疫所長の指示する場所に入れるか、あるいはその場所から退去しなければならない。この場合、船舶については避難が検疫港あるいはそれ以外の港いずれにも起こることを考えて成文されているのに対し、航空機の場合は検疫飛行場以外の場所のみを考えている。

5 避難場所から移動できない場合

天候等による一時的避難の場合は、天候の回復とともに直ちにその場所から移動できるが、修理又は物の補給を要する場合は、それらの処置を完了しない限り移動することは不可能である。かかる場合を考えて第2項の規定があり、この場合まず最寄りの検疫所長に、検疫所が無いときは保健所長に施行規則第8条第1項で定める事項を通報しなければならない。

6 通報を受けた場合の措置

法第22条の解説4に同じ

7 確認証の交付

検疫感染症の予防上必要な措置を探った結果、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めた場合には、昭和33年12月15日付

け公衆衛生局長通知衛発 1143 号の別紙（2）様式による確認証（様式イ）を交付しなければならない。この確認証は、前条のそれと様式を異にする。これは、前条のものと混同を避け、取扱い上の便宜を考えてのためである。

8 確認の効果

前条における確認は、検疫済証に相当する効果を有するのに対し、この条では当該船舶等がその場所にとどまっている限り、法第5条の制限が解除される。したがって、当該船舶等が他に移動する場合は、検疫前の状態に戻って正規の検疫手続を経ないと、国内の港等に入り、物を運び出し、人が上陸することができない。これは、この条が検疫法適用船舶等の緊急避難の事態に即応しうる措置のみに限定しているのに対し、前条の場合は、常に感染症法適用下にあるものを対象としていることによって、区別されたものである。

9 海岸において航行不能となったもの

本条では、海岸で航行不能となったものについて、準用することになっている。法第4条で入港を制限しているのは港だけで、これは専ら港内汚染防止を目的として定められているものである。したがって、港以外の海岸については触れていない。しかし、緊急避難の場合は、通例船舶等の出入りが考えられないような海岸地帯において、航行不能となることも考えられる。このような場合には、本条第2項から第5項までの措置が採れるように規定したものである。

10 緊急上陸又は物の緊急搬出の場合

本条第7項は、全くの緊急事態で、例えば火災、沈没等によって人命、財産の損失等を防止するため、やむを得ず上陸、物の陸揚げ等を行なわざるを得ないような場合のことを想定して規定されたものである。したがって、この場合は既に人の上陸、物の搬出等が行われた後のことであるから、検疫が水際における検疫感染症の病原体の国内侵入防止を建前としている関係からみて、検疫の枠内から除外しておくのが適当と考えられる。よってこの場合は、国内防疫に一切を委ねることとし、最寄りの保健所長若しくは市町村長に対して施行規則第8条第2項で定める事項を通報し、この措置を受けるようにしてある。

※法第22条、第23条における保健所長の権限の及ぶ範囲は、国内の港（検疫港を除く。法第23条では海岸地帯を含む。）に限定されている。この「港」とは、港則法及び漁業法に規定される港域内である。しかし、非常事態発生の場合、法第22条及び第23条の立法思想及び人道的立場から、法第1条の精神を踏まえた柔軟な対応が必要である。

第23条の2（協力の要請）

検疫所長は、当該検疫所における検疫業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検疫港若しくは検疫飛行場の管理者に対し、第12条の規定による質問に関する書類の配付、検疫の手続に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

本条は、検疫を円滑に行うため必要があると認められた場合、入国者への質問票の配布等について関係機関の協力が得られるよう定められたのである。当該規定は、新型インフルエンザ等感染症が検疫感染症に規定された同じ時期に盛り込まれた規定

であるが、新型インフルエンザが発生した場合、検疫所の陣容だけでは、業務に支障をきたすおそれがあることを考慮して、関係機関への協力要請が容易になるよう検疫法に盛り込むに至ったと考えられる。ただ、その協力要請は、新型インフルエンザ等感染症に限らず適用できるものと解する。

第3章 検疫所長の行うその他の衛生業務（第24条～第27条の2）

第24条（応急措置）

検疫所長は、検疫を行うに当たり、当該船舶等内に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項から第5項まで及び第8項に規定する感染症で検疫感染症以外のものの患者若しくは死者を発見した場合又は当該船舶等がこれらの感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認めた場合において、緊急の必要があるときは、診察、消毒等その予防に必要な応急措置を行い、又は検疫官をしてこれを行わせなければならない。

本条は、検疫の際、船舶等内に、検疫感染症以外の感染症法で規定する感染症の患者又はその死者がいる場合や当該感染症の病原体に汚染し若しくは汚染したおそれがあると認められるような場合で、緊急に措置を講ずる必要があるときは、検疫所長は応急の措置を講ずるべき旨を規定したものである。

1 規定理由

感染症予防に関する一般法としては、感染症法がある。検疫法で対象としている感染症は、検疫感染症に限られている関係上、その他の感染症については、いずれも感染症法の規定によって措置されることになる。この業務を担当しているのは、国内の防疫機関である。検疫時にこれらの感染症を発見し、ただ国内の防疫機関へ通報するだけでは、時には予防上支障を生じ、あるいは人道上問題となるおそれもあると考えられる。そこで医師が乗り込んでいないか、若しくは防疫資材がないか、又は国内防疫機関の出勤を待っていては被害の拡大を来すおそれがあると認められる場合には、検疫所長もこれに対して応急の措置が講じることができるように規定しておく必要性から本条ができたのである。

2 検疫感染症以外の感染症

感染症法第6条第3項から第5項までと第8項に規定されている感染症で検疫感染症以外の感染症が本条の対象となる。

3 緊急の必要があるとき

検疫所が、検疫感染症以外の感染症の予防に関する業務を行うことは、特例の場合に限定しないと行政の競合状態を招き、混乱を生ずるおそれも出てくる。そのため、ここでは緊急の必要性があるときと限定している。この緊急の必要があるときとは、①医師が乗り込んでいないとき、②医薬品、防疫資材等の備え付けがないとき、③防疫機関の出勤を待っていては危険の拡大を来すおそれのあるような切迫した事態にあるときを指すものである。

4 措置の内容

本条の措置は、昭和26年次官通知の第三「その他」の1に示されるとおり、国内防疫機関が活動を開始するまでの時間的空間を埋めることが主眼である。したが

って、時間的に余裕のある措置は、当然この範囲から除外される。措置の具体的な内容は、診察、応急的な手当、消毒、接触の遮断等で、これらは感染症法の規定に基づき行う必要がある。

また、この措置は、検疫業務ではあるが、あくまでも感染症予防のための応急の措置である。

5 感染症患者等発見の届出

検疫感染症以外の感染症法に規定する感染症患者又はその死者を診断若しくは検査したときは、感染症法及び同法施行規則の規定により、たとえ検疫の際であっても届け出る義務がある。感染症法の「診断若しくは検査」に対し、本条では「発見」としているが、この中には「診断若しくは検査」という行為を含めているものと考えられる。

6 応急措置に要する費用

本条の規定によって講ずる措置は、いずれも国内防疫への協力である。すなわち、国内防疫機関が実施すべきものを一時代行する形となるため、そのために要する費用については、国内防疫機関が負担するものだが、この場合は、全額を国の負担としている。これは、①事例が少なく、②措置の範囲を最小限度にとどめており、③検疫所も国内防疫の第一線の機関であるからである。

7 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条は適用しない（法第4条の解説12参照）。

第25条（ねずみ族の駆除）

検疫所長は、検疫を行うに当り、当該船舶においてねずみ族の駆除が十分に行われていないと認めたときは、当該船舶の長に対し、ねずみ族を駆除すべき旨を命ずることができる。ただし、当該船舶の長が、ねずみ族の駆除が十分に行われた旨又はねずみ族の駆除を行う必要がない状態にあることを確認した旨を証する証明書（検疫所長又は外国のこれに相当する機関が6箇月内に発行したものに限る。）を提示したときは、この限りではない。

本条は、検疫の際、ねずみ族が生息しており、しかもねずみ族の駆除に関する有効な証明書を保持していない船舶に対しては、その駆除を命ずることができる旨を規定したものである。船舶内のねずみ族の駆除を行うことは、ペストの予防上、不可欠な措置である。そのため、IHR第27条（感染した輸送機関）第1項にねずみ族駆除の規定があるが、その取扱いの適否は、直接船舶の運航に多大な影響を与えるため、十分注意する必要がある。

なお、平成19年の改正により、ねずみ族の駆除（免除）証明書は、船舶衛生管理（免除）証明書となり、ねずみ族だけではなく、他の媒介体や薬剤の保持等についても確認が必要となる総合的な証明書となった。

1 船内のねずみ族駆除の必要性

検疫によって船舶内にペスト菌保有の、又は保有のおそれのあるねずみ族を発見したときは、法第14条の規定により駆除を行うこととなる。

しかし、本条はこれとは異なり、単にねずみ族が存在するという理由によってそ

の駆除を命ずることができる。ペストは、げつ歯類間の感染症であり、げつ歯類間の流行の後に人類間に流行するのが通例であるという事実に基づいて、その感染源を除去し、流行の危険防止の方策として行われるものである。

2 駆除命令

法第 14 条の規定では、検疫所長の権限において検疫官又は適當と認める者をして、駆除を行わせることとなっているが、本条では、船舶の長に駆除を命令するようになっている。駆除命令を受けた船舶の長は、検疫所に申請するか又は駆除業者に請け負わせて、その命令を果たすべき義務を負っている。この考え方は、IHR 第 24 条（輸送機関の運航者）第 1 項の規定によるもので、船舶の衛生管理は船舶の運航者が行うものとしており、その義務を履行していない場合には、命令することとなる。

3 ただし書

本条ただし書の規定では、検疫の際ねずみ族の生息が認められても、当該船舶の長が 6 か月以内に発行された有効な証明書を提示した場合は、駆除命令を出せないこととなっているが、ねずみ族の駆除が十分でないと認めた時は、証明書の所持如何にかかわらず駆除を命令すべきと考えられる。

しかし、そのように取り扱った場合、IHR 第 39 条（船舶衛生証明書）第 2 項の規定と食い違いが生ずるので、このただし書が規定された。

4 有効期間

IHR 第 39 条（船舶衛生証明書）第 1 項の規定により、船舶衛生管理に関する証明書の有効期間は 6 か月とされている。船舶に対して駆除施行の義務を負わせる以上、ペストの疫学、ねずみ族の生態、行政上の観点など十分に検討を加え、しかも過重負担にならない程度のものとして、6 か月と設定されたものと推察される。

5 有効期間の 1 か月以内の延長

本条では「6 か月内に発行したものに限る」としており、期間を延長した証明書については認めていない。一方、IHR 第 39 条（船舶衛生証明書）第 1 項には、「港で要求される検査又は管理措置が完了しない場合」には有効期間を 1 か月まで延長できることと規定されている。

なお、WHO が示す「Handbook for inspection of ships and issuance of ship sanitation certificates（船舶の検査と船舶衛生証明書の交付のための手引き）」によると、延長の目的は、船舶が期限切れの証明書のまま航行することなく、検査及び必要な管理措置が実施できる港にまで航行できるようにすることにある。しかし、当該船舶が感染症の拡大の重大なリスクを含んでいる場合は、次の入港予定である港の監督当局に、発見された証拠及び必要な管理措置を通知しなければならないとされている。

6 適用事項

法第 14 条の場合は、船舶、航空機のいずれに対しても、ねずみ族の駆除を行い得るようになっている。しかし、平常時においては、船舶に対してのみ規定し、航空機は除外されている。これは、船舶と航空機の相違、それに伴う危険性の量的関係等が考慮されて、現状では航空機が除外されているものと推定される。IHR 第 28 条（入港地点の船舶及び航空機）第 2 項では、「もし船舶又は航空機上に感染源若

しくは汚染源が発見された場合には必要な消毒、除染、虫類駆除、ねずみ族駆除その他当該感染若しくは汚染の拡大を防止するために必要な措置を実施することを条件として自由交通許可を付与することができる。」と規定されている。

7 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条は適用しない（法第4条の解説12参照されたい）。

第26条（申請による検査等）

検疫所長は、船舶又は航空機の所有者又は長が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、当該船舶若しくは航空機に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査、消毒、若しくはねずみ族若しくは虫類の駆除、その乗組員等に対する診察若しくは予防接種、又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

- 2 検疫所長は、外国に行こうとする者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、検疫感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。
- 3 検疫所長は、貨物を輸出しようとする者が、政令の定めるところにより手数料を納めて、輸出しようとする貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査、消毒若しくは虫類の駆除又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

本条は、船舶等の所有者又はその長、外国に行こうとする者、貨物を輸出しようとする者等から、船舶、航空機、人及び物について、検疫感染症に関する検査、消毒、予防接種、ねずみ族及び虫類の駆除、診察の施行、又はそれらに関する証明書の交付の申請があった場合、検疫所がこれに応ずることができる旨を規定したものである。

1 「所有者又は長」としてある理由

この法律では、各種の義務を船舶等の長に負わせている。しかし、本条では、申請のできるものを船舶等の所有者又は長として、範囲を広げている。これは、傭船契約等費用負担の慣行形式から、場合によっては所有者（船主）負担の形で申請がなされる場合もあるので、所有者を加えているのである。

現在、申請者に関しては船舶の長の代理として船舶代理店の長（責任者）についても認められている。

2 政令で定める手数料の納付

政令第2条による別表第2に、事項別にそれぞれの手数料の額を示している。法令上「手数料」とは、一般的に国又はこれらの機関が、他人のために行う役務に対して、その費用を償うため又は報償として徴収する料金をいうと解説されている。手数料の徴収方法としては、事務処理上の円滑適正化を図るために、「検疫法第26条の手数料徴収取り扱いについて」（昭和33年4月10日付け衛発第317号公衆衛生局長通知）及び「検疫法第26条の手数料徴収取り扱いの細部運用について」（昭和33年4月10日付け衛検第63号公衆衛生局検疫課長通知）により運用されている。

3 申請方法

申請は、船舶等の所有者などが、政令で定める手数料を納めて行うこととなっている。具体的には施行規則第9条に示されている。これによると、所定の書式を用い必要事項を記入し、所要の収入印紙を貼付して申請することとなっている。

手数料を収入印紙で納めさせることは、主として取扱い上の過失防止の点から考えられたものである。収入印紙は、国が歳入徴収の手段として発行する金銭上の価値を象徴する証券で、国によって発行及び販売が独占され、特定の歳入金の納付について、これを使用し得るようになっている。貼用消印等によって歳入金の納付があつたものとしている。したがって、手数料として取り扱った収入印紙の消印等については、関係法令の定めるところによって遗漏のないよう処理すべきものである。

4 検疫業務の範囲

本条各号に、「検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる」と規定されている。この検疫業務の範囲として、広狭両様の解釈が考えられる。狭義にとれば検疫本来の業務、具体的にはこの法の第2章に該当するものである。広義に捉えれば、第2章、第3章に規定する業務及び検疫所の人員、予算、資材等の関係を含むものも挙げられ、現実的には、後者を指すものと考えるのが妥当である。

また、「これに応ずることができる」とは、本条を設けた趣旨を踏まえれば、支障がない限り応じるべきものと解釈し、運用するべきと考えられる。

5 証明書の交付

本条によって行う業務には、検疫所が直接実施してそれに関する証明書を交付するものと、業者が実施するものを立ち会い監視して、それに関する証明書を交付するものとがある。証明書の交付は、検疫所が直接業務を実施した場合でも、また事実を確認した場合でも可能であり、必ずしも、検疫所が直接実施した業務に限定する必要はないものと考えられる。

6 検疫港等以外の場所での業務実施

検疫港又は検疫飛行場以外の場所において、申請に基づく業務を実施する場合の手数料の額は、政令別表第2の備考の規定により、検疫官等がその地に出張するために要する旅費に相当する額を徴収することになっている。このため、申請に関する業務は検疫港等以外の場所においても実施することは可能である。

しかし、船舶衛生管理（免除）証明書については、IHR第20条（海空港）第3項には、その発給港を指定すべき旨が規定されている。これに基づき、我が国においても指定港を決めている。このIHRの規定を狭義に解釈すると、これらの港、正確にはこれらの港に置かれている検疫所又はその港のみで、当該証明書を発給するものと解釈される。すなわち、それ以外の港のみで業務を実施した場合、証明書を交付することに疑問が生じる。

しかし、我が国の検疫法では、検疫所が設置されている港の範囲でのみ業務を行うには限定せず、政令には検疫港以外の場所における場合も規定している。これらのことから考えると、検疫港以外の場所においても船舶衛生管理（免除）証明書の発給は可能であり、実際問題としてこのようにしないと業界に与える不便は重大な結果をもたらすおそれがあるため、両者の整合性に配慮し、指定港以外の場所で行ったものに対しては、指定港で行ったものとして取扱う。

7 証明書の様式

申請に基づいて検疫所が交付する証明書については、IHR の関係からその様式を一定にするため、施行規則第 9 条の 2 により統一されている（IHR に規定のないその他のものについては、それぞれの目的に合致した様式としてある）。

8 証明書の再交付、書換え

申請によって検疫所から交付を受けた証明書を紛失し、又はその他の理由により失う場合も考えられる。その場合、証明書の交付を受けた検疫所に対し再交付の求めがあれば、所定の証明書手数料を徴収してこれを交付しうるものである。ただし、再交付されるものが、当該証明書が発行されたときのものと同一内容、同一日付のものであることはいうまでもない。なお、内容的に不備な点があり、そのままでは承認済の印を押すことができないような場合は、これを検疫所で正式なものに書き換える事等は認められない。

第 26 条の 2（検疫感染症以外の感染症に関する診察等）

検疫所長は、外国に行こうとする者又は第 12 条に規定する者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項に規定する感染症で検疫感染症以外のもののうち政令で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

本条は、外国に行こうとする者又は第 12 条に規定する者が、受けられる診察や病原体の有無に関する検査及び予防接種並びにこれらの証明書の交付について、検疫感染症以外の感染症に対しても実施することができるようとしたものである。

1 規定理由

本条ができた理由としては、旅行者等外国に行く者の旅行先や旅行形態が多様化したため、様々な感染症への感染の危険性が高まるとともに、予防接種等のニーズが増してきた。そこで、国の機関として対応することが必要となったためである。

2 対象となる感染症

対象となるのは、政令第 2 条の 2 第 1 項で規定された 18 種類の感染症である。（検疫感染症は、本条の対象とならない。）

3 予防接種

黄熱など政令別表第二の二に規定した感染症に関する予防接種についても、本条に基づき実施される。具体的な予防接種の実施要領については、（平成 11 年 3 月 15 日付け衛検第 43 号厚生省生活衛生局食品保健課検疫所業務管理室長通知）「検疫所で行う予防接種実施要領」（最終改正：平成 22 年 3 月 30 日付け食安検第 0330 第 5 号「検疫所で行う予防接種実施要領第三版」）に基づいて実施されている。

第26条の3 (都道府県知事等との連携)

検疫所長は、第13条第1項、第24条、第26条第1項又は前条に規定する診察の結果に基づき、当該診察を受けた者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで、第7項又は第8項に規定する感染症の病原体を保有していることが明らかになった場合には、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

本条は検疫所で検査した者から、一類～四類、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症が発見された場合の都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長、特別区にあっては区長とする。）への通知を規定したものである。

1 規定理由

感染症についての国内防疫は都道府県等で行っており、検疫所で検査を行った者で隔離等の措置を受けることなく入国した者についても同じである。このため、検疫所で行った検査の結果が判明した時には既に入国しており、検査の結果、病原体を保有していた者のその後の措置については、都道府県等に委ねられることとなるためである。

※海外で感染症に感染したかどうかは検査によって判明するが、結果が出るまで時間がかかるため、その場での措置は現状では非常に困難である。このため、検疫という水際のみの対応ではなく、都道府県等との連携を含めた対応が今後ますます重要になってくると考えられている。

第27条（検疫所長の行う調査及び衛生措置）

検疫所長は、検疫感染症及びこれに準ずる感染症で政令で定めるものの病原体を媒介する虫類の有無その他これらの感染症に関する当該港又は飛行場の衛生状態を明らかにするため、検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機について、食品、飲料水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、若しくは当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場所について、海水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

- 1 検疫所長は、前項に規定する感染症が流行し、又は流行するおそれがあると認めるときは、同項の規定に基づく政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機若しくは当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場所について、ねずみ族若しくは虫類の駆除、清掃若しくは消毒を行い、若しくは当該区域内で労働に従事する者について、健康診断若しくは虫類の駆除を行い、又は検疫官その他適当と認める者をしてこれを行わせることができる。
- 2 検疫所長は、前項の措置をとったときは、すみやかに、その旨を関係行政機関の長に通報しなければならない。

本条は、検疫港等における水域、陸域の衛生状態を把握し、かつ、それを良好な状態に保持するため、検疫感染症の予防上必要な調査を行い、万一、検疫感染症が流行する危険があると認めた場合には、状況により必要な応急措置が行える旨規定したものである。

1 規定理由

港湾区域内における検疫感染症・準検疫感染症保有ネズミあるいはペスト媒介ノミの検索、検疫感染症媒介ダニの検索、検疫感染症・準検疫感染症媒介蚊の分布調査、さらには船舶等に供給する飲食物の衛生管理等は、検疫感染症の予防上重要な事項である。IHR 第 22 条(権限当局の役割)の規定は、この趣旨によるものである。我が国の公衆衛生行政は、保健所が主として行っている(感染症法第 27 条及び第 28 条を参照されたい)。しかし、港湾区域において、保健所、市区町村等が検疫感染症の予防上必要な措置を講ずることは相当の困難を伴うため、検疫所長が直接調査できるようになったものである。

2 調査範囲、調査方法

本条の規定による調査範囲は、ペスト媒介動物であるねずみ族等のげっ歯類(ケオプスネズミノミを含む。)及び、ネッタイシマカ、コガタアカイエカ、ハマダラカ等の虫類の調査、食品、飲料水、汚物、汚水、海水の調査である。これらの調査は、政令区域内に限られており、この区域内の船舶、航空機及びこの区域内に設けられている施設、建築物その他の場所が調査対象区域である。

食品についての調査は、いわゆる機内食又は船内食及びその運搬方法について行われるものであり、製造業、販売業についての調査ではない(「検疫法の一部を改正する法律等の施行について」昭和 45 年 12 月 11 日付け衛発第 869 号公衆衛生局長通知)。

調査方法については、「港湾区域等管理業務の手引きについて」(平成 17 年 8 月 3 日付け食安検発第 0803001 号検疫所業務管理室長通知)を参照されたい。

3 政令で定める区域

本条の規定によって、所要の調査を行うことのできる港湾区域の範囲は、政令で定めることとなっている。これを受け、政令第 4 条及び別表第 3 により、各港、空港ごとに水域、陸域を定めている。このように区域を限定している理由は、権限の競合や他機関との摩擦等の発生を防止するためであり、また、必要限度を逸脱することのないよう配慮したためである。

4 船舶、航空機その他の施設等

本条では、政令で定める区域内にある船舶、航空機、施設、建築物その他の場所等について、調査できるようになっている。したがって、その区域内にある船舶、航空機の場合は、それらが検疫済証等の交付を受けているものでも、また国内沿岸のみを航行している船舶、航空機でも全てのものが含まれるものである。

なお、この条における施設とは一般的な機関を、また建築物とは土地に定着する工作物と解することができる。場所とは、これら以外の荷積場、荷置き場等を想定しているもので、これらは、後述する立入権の規定と関連してくるので、特に明示されているものである。

5 応急措置

本条の第 1 項に示す検疫感染症及び準検疫感染症が流行し、又は流行するおそれがあるものと認めるときは、検疫所長がその予防上必要な措置を行うことができるようになっている。この場合の措置は、昭和 26 年次官通知の第三「その他」の 3 に示されているとおり、応急の措置であり、あくまでも保健所長等の権限を排除するものではない。全くの応急措置であることは、既に述べた法第 24 条の場合と考

え方においてほとんど同じである。したがって、採れる措置の範囲においても、ねずみ族若しくは虫類の駆除、清掃、消毒、健康診断等緊急に必要な範囲に限られているのもこのためである。

また、この措置が検疫所本来の業務でないため、本条第3項では、通報の規定も設けられている。措置の中に清掃を入れてあることは一見奇異に思えるが、これは港湾区域の特殊性から早急に除去ないし、処理をする必要性が認められたためである。

流行し、又は流行のおそれがあるものと認めたときとは、①第1項の調査の結果、前記感染症の病原体に汚染している事実を発見した場合、②停泊中の船舶に交付した仮検疫済証が失効した場合、③その他の場合をこの例として想定している。しかし、この②については、当該船舶等が検疫前の状態となることから、検疫感染症については本条の第2項の対象とはならない。

6 関係行政機関の長に対する通報

この応急措置を行ったときは、速やかにその旨を関係行政機関の長に通報するよう、検疫所長に義務を負わせている。これは、この措置が応急措置の範囲を出ないものであり、しかも、本来の機関が実施すべきものであるため、この措置をとらざるを得なかった理由その他を関係機関に対し納得させることを目的に、この通報規定を入れたものである。

7 費用負担

本条第2項の規定によって、所要の応急措置を行った場合は、行政代執行の形式を取っていないため、これに要した費用は、当然国すなわち検疫所の負担になる。これは、法第24条に基づく応急措置と同様である。

8 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条は適用しない（法第4条の解説12を参照されたい）。

第27条の2（情報の収集及び提供）

検疫所長は、外國に行こうとする者又は外國から来た者に対し、検疫感染症の外國における発生の状況及びその予防方法についての情報の提供を行い、その周知を図らなければならない。

2 検疫所長は、前項に規定する情報の提供を適格に行うために検疫感染症に関する情報の収集、整理及び分析に努めなければならない。

本条は、検疫所が外國での感染症の流行等の情報を収集し、これを広く国民に提供することを定めたものである。

外國から来航する者に対する感染症の侵入を水際で防止するという、いわゆる入国検疫に対し、これから旅行等で外國へ出発する者に対しての正確で迅速な情報の提供が、外國での様々な感染症への感染を防止することとなり、日本に常在しない感染症の国内侵入防止につながるという考えによるものである。情報の提供に当たっては、健康相談等により、できる限り、その者の渡航先、渡航目的、渡航期間、年齢、予防接種歴、健康状態等も踏まえて行うことが望ましい。

1 「検疫情報管理室」の設置

平成 21 年 4 月 1 日付で成田空港検疫所に検疫情報管理室が設置された。これは、これまで各検疫所において実施していた海外感染症情報の収集・提供事業を集約し、情報管理の一元化を図るとともに、検疫所が得た情報をさらに分析するなど、国民がより利用しやすいものとして、迅速、的確に提供等を行うものである。これらの情報は FORTH ホームページで公開している。

2 「港湾衛生評価分析官」の設置

平成 24 年 10 月 1 日付で横浜検疫所に港湾衛生評価分析官が設置された。当該分析官は、船舶の衛生検査結果の評価及び分析を行うとともに、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の侵入、生息及び病原体の保有の状況に関する調査結果の評価及び分析を職務とするものである。

第4章 雜則（第28条～第41条）

第28条（検疫官）

この法律に規定する事務に従事させるため、厚生労働省に検疫官を置く。

本条は、この法の施行上必要な業務に従事させるため、厚生労働省に検疫官を置く旨を規定したものである。

1 事務

事務は、一般的には仕事のことを指すもので、特に事務的仕事に従事することと、技術的仕事に従事することに区分している場合は、それぞれに関する仕事に携わっているものを指す。したがって、本条の場合も、本法に規定する仕事に携わるもので、それが事務的なものであれ、技術的なものであれ、いずれも含まれるものと解することが妥当である。

2 棟職

厚生労働省に検疫官を置くということは、事務官、技官などに任命する、いわゆる任官行為とは相違し、検疫官という職につける補職行為を指すものである。したがって、検疫官は一官一職のものではない。検疫官の棟職は、その職務内容から、直接権限の行使を伴う業務に従事する者のみに対して行われることが妥当である。

3 検疫官の権限

検疫官はこの法の定めるところに従い、検疫所長の命を受けて業務を行うものである。したがって、独立した権限を持っているものは極めて少ない。

4 検疫官を設けた理由

検疫は、国籍を問わず、船舶、航空機、人及び物について、これを等しく対象として実施するものであり、また、それらと直接に接触するものである関係上、特にこの職名を設けてその身分関係を明らかにしておく必要があることから、これを設けたものである。

第29条（立入権）

検疫所長及び検疫官は、この法律の規定による職務を行うため必要があるときは、船

船、航空機又は第27条第1項及び第2項に規定する施設、建築物その他の場所に立ち入ることができる。

本条は、検疫所長及び検疫官が、本法に基づいて職務を遂行する際、必要に応じて船舶、航空機又は政令区域内の施設や建築物等に立ち入ることができる旨を規定したものである。この権限を行使するに当たっては、適正を期する必要がある。

1 職務

「検疫所長及び検疫官は、この法律の規定による職務を行うため」とあるが、この場合の職務とは、国の職員である上記の者が、その職責に応じて担当する事務を処理することを指している。すなわち、検疫所長等が、第2章の規定によって検疫を行い、また第3章の規定によってその他の衛生措置を実施すること等が、この職務の内容である。したがって、これらの措置の実施に関してのみ、この立入権限を行使できるものである。

2 立ち入ることのできる範囲

この範囲は、船舶、航空機及び政令区域内の施設、建築物その他の場所に限定されている。このうち、船舶、航空機に対しては、国籍あるいは内航、外航の制限を設けていない。

しかし、第2章規定の業務に関しては、①外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶等、②法第4条第2号該当の船舶等、③仮検疫済証が失効した場合の船舶等に限られるし、第3章の法第24及び第25条を除いた検疫所長が行うその他の措置では、④政令区域内にある船舶、航空機、施設、建築物その他の場所等に限定される。

3 船舶等に乗り込む必要がある場合

法第14条第2項の規定に基づく回航措置を採る場合、その他航行中において業務を行うため、検疫所長又は検疫官が当該船舶等に乗り込む必要があるような事例については、本法ではそれに該当する規定はない。関税法あるいは海港検疫法（検疫法の施行に伴い廃止された法律。明治32年法律第19号。）にはこの乗り込みの規定があり、本法の立案当時に議論となつたようであるが、乗り込む必要がある場合は、立ち入りの継続ということによって解決されるとの解釈によって、特に不便を生じないため規定を置いていないのである。

4 立入権

立入権とは、行政機関の職員が法の執行を確保するために、施設、建物その他に立ち入ることができる権限をいうものであると解説されている。通例、この権限は、必要最小限度に制限すべきもので、そのため対象の範囲その他を明確にしておく必要があり、また求められた時は、身分を示す証票を提示することとなっている。

5 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条は適用しない（法第4条の解説12を参照されたい）。

第30条（権限の解釈）

この法律の規定による検疫官の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

本条は、本法によって検疫所長及び検疫官に与えられている各種の権限は、犯罪捜査のために使うべきではない旨、規定したものである。

第31条（制服の着用及び証票の携帯）

検疫所長及び検疫官は、この法律の規定による職務を行うときは、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 検疫所長及び検疫官の服制は、厚生労働大臣が定める。

本条は、本法によって検疫所長及び検疫官が職務を行うに当たっては、厚生労働大臣が定める制服を着用し、かつ身分証明書を携帯し、関係者から要求されたときはこれを提示すべき旨、規定したものである。このうち、制服については「検疫所長等服制」（昭和27年厚生労働省令第44号）により、定められている。

また、検疫所長等が携帯すべき身分を示す証票については、施行規則第10条に定められている。立入権を行使する際、関係者から要求があった場合の身分証明書の提示義務を明確にしてある。

このように服制を定めたことは、関係者に対して職務の遂行を容易にするためのものである。

第32条（実費の徴収）

検疫所長は、左に掲げる場合においては、船舶等の所有者又は長から、政令の定めるところにより、その実費を徴収しなければならない。

- 一 第14条第1項第3号、第4号又は第6号に規定する措置をとつたとき。
- 二 船舶等の乗組員に対して第14条第1項第1号又は第2号に規定する措置をとつたとき。
- 2 検疫所長は、前項の規定により実費を負担しなければならない者が、経済的事情により、その実費の全部又は一部を負担することが困難であると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、その全部又は一部を徴収しないことができる。
- 3 前2項の規定は、第22条第3項又は第23条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、検疫所長又は保健所長が必要な措置をとった場合に準用する。

本条は、法第14条第1項に規定する隔離、停留、消毒、火葬、ねずみ族及び虫類の駆除を行った場合、並びに法第22条及び第23条の規定によって同様の措置をとつた場合、政令で定めるところにより実費を徴収すべき旨を規定したものである。

1 実費

一般的には実費とは、ある用途のために実際に要し又は要する金銭をいうものと解されている。

2 実費徴収対象

検疫を実施する際に実費を徴収する場合については、IHR第40条（旅行者に対する保健上の措置の料金）及び第41条（手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物

品又は郵送小包に係る料金) の規定が基本となる。これを受けた場合第 5 条に実費徴収対象を規定している。

3 適用制限

本条の適用は、法第 14 条第 1 項(第 5 号、第 7 号を除く。)の措置を採った場合のみで、法第 13 条第 1 項の措置については適用外である。

4 強制措置と実費徴収の関係

本条で実費を徴収することができる措置はいずれも法第 14 条の規定に基づき強制的に行われたものである(第 3 項を除く。)。したがって、強制行為として行った措置にもかかわらず、実費を徴収する理由としては、従来の慣行に従つたものであること(海港検疫法にもこの規定があった)。

なお、IHR 第 40 条(旅行者に対する保健上の措置の料金)第 1 項(c)には、「旅行者に必要とされる適切な隔離又は検疫拘束」(検疫拘束は停留と解釈)と規定されていることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 30 号)において検疫法第 32 条第 2 項が削除され、隔離又は停留の実費を船舶等の乗組員以外の者から徴収しないこととされた。

5 減免規定

本条第 2 項は、実費を支払わなければならない者が経済的事情により、費用の金銭的給付義務を行うことが困難であると認められた際は、これに対して、その義務の一部を軽減し、又は全部を免除することができる旨を規定しているのである。

6 準用

本条第 3 項では、法第 22 条、第 23 条の実施に当たり、検疫所長、保健所長が法第 14 条に係る措置をとった場合にも、この実費徴収の規定を準用できるようになっている。これは、これらの措置も検疫として行われるためである。

※ 政令第 6 条中の条ずれ

政令第 6 条には「法第 33 条の規定による国庫の負担は、各年度において保健所長が法第 22 条第 3 項又は第 23 条第 3 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定によりとった措置に要した費用の額から、法第 32 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により徴収した実費の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。」となっており、法第 32 条第 4 項が記載されたままになっている。法第 32 条については、平成 20 年法律第 30 号において改正された際、同条第 2 項が削られ、第 3 項、第 4 項がそれぞれ繰り上がり、当時の第 4 項は、現在の第 3 項となっている。したがって、この政令第 6 条本文は、法改正時の政令の改正漏れによるものであり、実際は、現行条文の法第 32 条第 3 項のことを指している。

法第 18 条後段の規定により健康監視の措置を講じた場合で、当該指示を受けた者が検疫感染症の患者又はその疑いがある者であることが判明した際には、地方自治体が隔離等の措置を探る場合が多い。本人は上陸したときから検疫法の運用の対象外となり、これに対する措置は検疫業務として行われるものではないため、注意を要する。

第33条（費用の支弁及び負担）

第22条第3項又は第23条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、保健所長がとる措置に要する費用は、当該保健所を設置する都道府県、市又は特別区が支弁し、国家は、政令の定めるところにより、これを負担しなければならない。

本条は、保健所長が法第22条、第23条の規定によって検疫感染症予防上必要な措置を講じた場合、それらに要した費用については、都道府県等が支弁するが、それに対する国庫が負担するものである旨を規定したものである。

1 規定理由

検疫法では特定の場合に限り、保健所長に国の事務である検疫業務を委任している。したがって、この場合における業務の遂行を容易にするため、それに要する費用については、

第一段階：当該都道府県等に支出させる

第二段階：国がこれを清算する

という費用負担区分関係を明らかにしておくため、本条が設けられたものである。

2 費用及び支弁

「費用」とは、資本的支出、経済的支出を問わず、ある用途のために使用され又は使用されるべき金銭をいうものであると解説されており、また「支弁」とは財源の引当がある場合、その財源から金銭を義務的に支出すべきことをあらわすのであると解説されている。

法第22条、第23条の規定によって保健所長が検疫感染症の予防上必要な措置を講じた場合、この法定受託事務の執行に要した経費は当然国が持つべきものであるが、手続を経ていたのでは間に合わないので、都道府県等がその財政から支出するよう義務を負わせているのである。

3 国庫

国庫とは、一般的には通例国家を財産権の主体として把握する場合に用いられると解説されている。したがって、常識的には国と解しても特に支障は生じないものと考えられる。

4 費用負担範囲

都道府県等が支出した費用を国が負担する場合、その範囲を明らかにしておく必要がある。

この範囲は、政令第6条に規定されているが、具体的には「感染症予防事業等の国庫負担（補助）について」（平成20年12月19日付厚生労働省発健第1219002号厚生労働省事務次官通知（最終改正 平成23年6月16日））の別紙「感染症予防事業等国庫負担（補助）金交付要綱」に定める感染症予防事業等負担金の密入国検疫等事業費において、対象経費を「検疫法第22条第3項及び23条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保健所長のとる措置に直接必要な職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、印刷製本費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料及び原材料費」と定めており、負担率10/10で国庫が、その経費を負担する

こととしている。

※法第 23 条第 7 項に規定する場合の感染症予防措置は、既に国内に入ったものであるとの観点から、感染症法に基づいて行われるものであること。

第33条の2（再審査請求）

この法律の規定により検疫所の支所又は出張所の長がした処分についての審査請求の採決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

本条は、本法の規定により検疫所の支所長又は出張所長が行った処分に対して出された審査請求の採決に不服があった場合、上級行政庁の長である厚生労働大臣に再審査請求をすることができる旨、規定したものである。したがって、この規定以外の検疫所長の行った処分等に対しては、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づいて処理がなされるものである。

1 規定理由

本条を設けた理由は、行政不服審査法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、再審査請求への道を開いたものである。また、本条及び行政不服審査法の趣旨は、行政不服審査法第 1 条第 1 項に示されているとおり、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に広く行政庁に対する不服申立ての機会を付与することによって、簡易かつ迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することである。処分に対する、審査請求は、行政不服審査法第 3 条第 2 項及び第 5 条に基づき、支所、出張所であれば、直近の上級行政庁である検疫所（本所）に対して審査請求が行われる。しかし、その裁決に不服がある場合は、同法第 8 条に基づき、再審査の請求を行うことになるが、その場合、その裁決を経た後さらに行うものにあたるため、同法第 3 条に基づく再審査請求に該当し、さらにその上の上級行政庁にあたる厚生労働大臣に対して再審査請求が行われることになる。

参考：行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）（抄）

（不服申立ての種類）

第3条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあっては審査請求又は異議申立てとし、審査請求の裁決を経た後さらに行なうものにあっては再審査請求とする。

2 審査請求は、処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする。

（処分についての審査請求）第 5 条行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にできる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大蔵省又は官内省長官若

しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

（再審査請求）

第 8 条次の場合には、処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

一 法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に再審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 用語の解説

処分とは、一般的には①法令に基づいて行政機関が権利を設定し、義務を命じその他法律上の効果を生じさせるために行う法律行為、②公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの（事実行為）を意味する。

不作為とは、一般的には行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使にあたる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいう。

3 不服申立ての目的

処分に対する不服申立ては事後救済の制度であり、不作為についての不服申立ては事務処理の促進を図る制度である。

一般的には、単に「不服申立て」というときは、行政法上の「不服申立て」のみではなく、訴訟法上の「不服申立て」も含まれる。この行政法上の「不服申立て」には、広狭両様の意味がある。狭い意味では、行政不服審査法でいう審査請求、異議申立て及び再審査請求を指し、広い意味では、これに加えて行政行為の特殊性から特別の法律によって、不服申立てを認めている場合を含めている。

4 検疫所の長がした処分に対する不服申立て

検疫所の長がした処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法第4条第1項及び第5条第1号並びに第2項の規定により、処分についての審査請求をすることとなる。この場合、処分庁（検疫所長）の直近の上級行政庁である厚生労働大臣に対してするものとされている。

5 その他の不服申立て及び不服申立ての手続

これらについて、本法では特に規定していない（行政不服審査法に基づいて行うこととなる）。

第34条（検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用）

外国に検疫感染症以外の感染症（次条第1項に規定する新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、1年以内の期間を限り、当該感染症について、第2条の2、第2章及びこの章（次条から第40条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。

本条は、現在定められている検疫感染症以外の感染症について、検疫を行う必要が生じた場合、政令で感染症を指定し、防疫のために、本法の必要な規定を準用して措置を実施できる旨を規定したものである。

1 規定理由

検疫感染症以外であって、次条に示す「新感染症」以外の感染症について、検疫感染症と同様に防疫措置を講じなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして規定されたものである。法の制定当時の国會議事録によると、本条の規定は、インフルエンザや回帰熱を想定していたようである。検疫法の提案理由説明時における政府委員による補足説明を参照されたい。

※第10回国会 厚生委員会 第29号 国會議事録（抄）

昭和26年5月23日

○政府委員（山口正義公衆衛生局長）

「第三十四條は検疫伝染病以外の伝染病につきまして、例えばインフルエンザ、回帰熱というような伝染病が外国に流行いたしましたという場合に、それが国内に持ち來たされることを防ぎますために、政令で一年間の期間を限ってこの法律を準用するという規定でございます。」

2 1年以内の期間と政令での指定

本条の規定は、その指定期間を1年以内としている。政令で定める感染症の検疫を、恒久的に行うとするならば、本来的には法改正を行うべきであり、最長1年とすれば、その間に国会が開かれることになるので、このような規定となったものである。政令での指定は、関係各方面に対して与える影響が重大であるため、省令ではなく特に政令の定めるところとしたものである。

3 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、本条の規定は準用しないこととしている（法第4条の解説12を参照されたい）。

第34条の2（新感染症に係る措置）

厚生労働大臣は、外国に新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であって同法第53条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかると疑われる者に対する診察を行わせることができる。この場合において、検疫所長は、検疫官をして当該診察を行わせることができる。

2 検疫所長は、第13条第1項、第24条、第26条第1項、第26条の2又は前項に規定する診察において、新感染症の所見がある者を診断したときは、直ちに、厚生労働大臣に当該所見がある者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

3 検疫所長は、前項の報告をした場合には、厚生労働大臣の指示に従い、当該新感染症を第2条第1号（第18条第4項及び第5項に規定する事務にあっては、第2条第2号）に掲げる感染症とみなして、第13条、第13条の2、第14条第1項第1号から第6号まで、第17条、第18条、第19条第2項及び第3項並びに第20条に規定する事務の全部又は一部を実施することができる。

4 前項の規定により仮検疫済証を交付した船舶等については、当該新感染症について第19条第1項の規定を準用する。

5 厚生労働大臣は、第3項の規定により検疫所長に指示を行おうとするときは、あら

はじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第34条の3（新感染症に係る隔離）

前条第3項の規定により検疫所長が実施する第14条第1項第1号に規定する隔離は、特定感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であって当該検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

- 2 検疫所長は、前項の措置をとつた場合において、厚生労働大臣の指示に従い、当該隔離に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されたときは、直ちに、当該隔離されている者の隔離を解かなければならない。
- 3 第1項の委託を受けた病院の管理者は、前条第3項の規定により隔離されている者について、検疫所長に当該隔離に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。
- 4 前条第3項の規定により隔離されている者又はその保護者は、検疫所長に対し、当該隔離されている者の隔離を解くことを求めることができる。
- 5 検疫所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該隔離されている者について、厚生労働大臣の指示に従い、当該隔離に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。
- 6 厚生労働大臣は、第2項又は前項の規定により検疫所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第34条の4（新感染症に係る停留）

第34条の2第3項の規定により検疫所長が実施する第14条第1項第2号に規定する停留は、特定感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であって当該検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

- 2 検疫所長は、前項の措置をとつた場合において、厚生労働大臣の指示に従い、当該停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されたときは、直ちに、当該停留されている者の停留を解かなければならない。
- 3 第1項の委託を受けた病院の管理者は、第34条の2第3項の規定により停留されている者について、検疫所長に当該停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。
- 4 第34条の2第3項の規定により停留されている者又はその保護者は、検疫所長に対し、当該停留されている者の停留を解くことを求めることができる。
- 5 検疫所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該停留されている者について、厚生労働大臣の指示に従い、当該停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。
- 6 厚生労働大臣は、第2項又は前項の規定により検疫所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第34条の2から第34条の4までは、感染症法第6条第9項に規定されている「新感染症」に対応するために、規定されたもので、検疫感染症同様、防疫措置のためにこの法の必要な措置を準用して検疫を実施できる旨を規定したものである。新感染症は、国内に常在しない感染症が、外国にて発生した場合を想定しており、検疫法の目的同様（第1条）、当該新感染症が国内に侵入し、まん延することを防止することを

目的としている。

1 実施権者

法第4条から第34条までの実施権者が検疫所長（支所長、出張所長含む）であるのに対し、この新感染症に係る条文（法第34条の2から第34条の4まで）についての実施権者は、厚生労働大臣が実施権者となっている。指揮命令系統からすると、厚生労働大臣が指示、命令したことを検疫所長（検疫官）が履行するという体系になっているが、法第34条の2第3項により、一部の事務の実施権限が与えられている（これも厚生労働大臣の指示によるものである）。

また、新感染症は、未知の感染症であることを踏まえ、厚生労働大臣が行う指示においても、原則的には、専門家集団である厚生科学審議会の意見を聴いて行うよう、第34条の2から第34条の4までにおいて、それぞれ規定されている。

2 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、法第34条の2第3項（同法第19条第3項に規定する事務の実施係る部分に限る。）の規定は適用しないこととしている（法第4条の解説12を参照されたい）。

第34条の5（事務の区分）

第22条第2項から第5項まで、第23条第2項から第5項まで（同条第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第7項並びに第26条の3の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

2 第23条第7項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする

本条は、検疫所以外の地方公共団体が検疫や措置等を行う事務の区分を明確にしたものである。

第一号法定受託事務とは、地方自治法第2条第9項第1号において「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定（定義）されている。

第34条の6（経過措置）

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第35条（罰則）

次の各号の一に該当するものは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第5条の規定に違反した者

二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の繼續中に逃げた者

第36条

- 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 一 第11条第1項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者
 - 二 第11条第2項の規定により、書類の提出又は显示を求められて、これを提出せず、若しくは显示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは显示した者
 - 三 第12条の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者
 - 四 第13条の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察（第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。）又は検査（同項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 五 第14条第1項第1号から第3号まで、第6号又は第7号の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置（第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 六 第14条第1項第5号の処分（第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。）に違反した者
 - 七 第18条第2項の規定による旅券の提示（第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。）をせず、又は報告（同項の規定により実施される場合を含む。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問（同項の規定により実施される場合を含む。）に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - 八 第18条第4項の規定による旅券の提示（第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。）をせず、又は報告（同項の規定により実施される場合を含む。）をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 - 九 第24条の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 十 第29条の規定による検疫所長又は検疫官の立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 十一 第34条の2第1項の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

第37条

- 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- 一 第4条の規定に違反した者
 - 二 第19条第1項（第34条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 三 第19条第3項の規定に基づく命令（第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。）に違反した者
 - 四 第21条第1項ただし書の許可を申請するに際し、同項各号に掲げる事項に関する虚偽の通報をしてその許可を受けた者
 - 五 第21条第7項の規定に違反した者
 - 六 第22条第2項の規定に違反した者
 - 七 第23条第1項若しくは第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は同条第7項の規定に違反した者

第38条

- 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条（第21条第5項及び第22条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第25条の規定に基づく命令に違反した者

第39条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第35条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第40条

第34条の場合においては、当該政令で準用する規定に係る前5条の罰則の規定もまた、準用されるものとする。

法第35条から第40条までの各条は、既に述べた各条項の違反、妨害、忌避等に対し、その罪の輕重によりそれぞれの懲役、罰金等を科すべき旨を規定したものである。この量刑については、他の法律と均衡を取って規定されたものである。また、刑罰の決定は司法機関の業務である。

罰則とは、一般的には刑罰又は行政罰を定めた規定をいうもので、特別な権力関係内における懲戒に関するものは含まれず、刑又は科・過料を定めているのが通例であると解説されている。

罰金とは、一般的には財産刑の一種で、罰として取り立てる金銭のことをいうと解説されている。

拒み、妨げ、忌避とは、行政庁の職員が権限を持って職務を行う場合に、その職務の執行に対する妨害行為として、拒み、妨げ、忌避し、と並べて規定されるのが通例で、職務の円滑な執行に妨げとなる行為を網羅する趣旨で規定されるものである。拒み、妨げは行為者が職務の執行に対して、何らかの積極的行動に出た場合を、また忌避は、そのような積極的行動がない場合を指すものと解説されている。

両罰規定とは、一般的には犯罪が行われた場合に、行為者本人の外に、その行為者と一定の関係にある他人が、これに連座して刑に処せられる旨を規定したものである。この場合、法第39条のような書きぶりが、大体一つの型として用いられ、業務に関して違反行為が行われたという理由で、行為者のみならず罰金刑に処せられることになっている。

2 外国軍用艦船等に関する検疫法特例

外国の軍用艦船又は軍用航空機について、法第36条第1号、第37条第2号、第38条第1号の規定は適用しない（法第4条の解説12を参照されたい）。

第41条（省令委任）

この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

本条は、各条において定められたものの他に、本法を実施するため手続上必要な事項について、厚生労働省で定めることができる旨を規定したものである。

1 省令委任

省令とは、法令の一形式で、各省大臣が主任の行政事務について、法律若しくは

政令を施行するため、又は法律の特別の委任に基づいて発する命令である。省令委任の内容は極力限定するのが通例であり、本条でも、手続その他の執行についてのみ省令に委任するものとしている。

2 手続、執行

手続とは、一般的には、一定の目的のために結集された行為の連続を指し、執行とは、一般的には、ある事項の内容を具体的に実現することを指している。

※法令用語の解説については、『第〇次全訂新版 法令用語辞典』（学陽書房）によった。

作成：全国検疫所長協議会
監修：健康局結核感染症課